

**「五島市久賀島の文化的景観」
整備活用計画**

平成２８年３月

五島市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 対象範囲	3
4. 検討体制とプロセス	4

第2章 重要文化的景観の価値

1. 文化的景観の価値	6
2. 重要な構成要素	11
3. 重要な構成要素同士の関係性	13
3. 文化的景観の価値を表象している久賀島特有の風景	15

第3章 久賀島のまちづくりに関する上位・関連計画、規制内容等

1. 上位・関連計画、規制内容等について	17
2. 各種法令及び土地利用規制等における保護範囲	28

第4章 基本理念・方針

1. 保存計画における基本構想	31
2. 基本理念	32
3. 整備活用に向けての課題の整理	33
4. 基本方針	36

第5章 重要文化的景観の整備活用施策

1. 整備活用に関する考え方	38
2. 整備活用策の展開	39
3. 事業の実施体制	61
4. 事業取り組みのステップ	62
5. 財産的措置と実現性	63
6. モニタリングと計画内容の見直し	64

第6章 公共事業における文化的景観への配慮

1. 文化的景観の価値を保全・向上する整備のあり方	66
2. 公共事業等の事業実施プロセス	68

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

平成17（2005）年に文化財保護法が一部改正され、「文化的景観」が文化財の新しいカテゴリーとして制定されました。このことは、離島地域や中山間地域に残る集落景観や棚田・段畑等の農地景観に対する社会的関心を高め、全国各地で地域に埋もれている文化的景観を抽出し、その保全や活用、そして重要文化的景観への選定に向けた取組が進められています。

五島市においても、五島市景観計画の中で、集落景観や農地景観を景観特性として位置付けており、市内各地に散在する文化的景観を抽出し、重要文化的景観への選定を目指してきました。その結果、平成23（2011）年9月に「五島市久賀島の文化的景観」が重要文化的景観に選定されました。

こうした動きに合わせて、久賀島では「久賀島まちづくり協議会」が設置され、「観光と暮らしの共生」を基本テーマとする「久賀島景観まちづくり計画」が策定されるなど、ソフトとハードの両面からの施策の実行に期待が寄せられています。

一方、選定後に発生した台風や大雨等の災害により、選定区域内において土砂崩れや石積の崩落が起き、久賀島の文化的景観を形成する農地景観にも被害が及んでいることから、文化的景観の価値を損なわない整備の在り方が課題となっています。

また、地域振興の面から見ると、住民にとって文化的景観の意味や価値はわかりにくく、規制ばかりで活用のメリットがわかりにくいなど、制度およびその活用方法に関する情報共有が十分ではない状況です。

それは、観光客に対しても同様で、久賀島の魅力を伝える中で、地形条件に応じて形成された集落及びその生活・生業の在り方や、ツバキ林やツバキ樹を住民が守り活用してきたことの価値を伝えるには至っていません。

以上のことを踏まえ、「五島市久賀島の文化的景観 保存計画」が策定された今後は、文化的景観の価値を保ちつつ持続可能な地域振興に結び付く整備活用計画を作成し、実践の段階へステップアップする必要があります。

2. 計画の目的

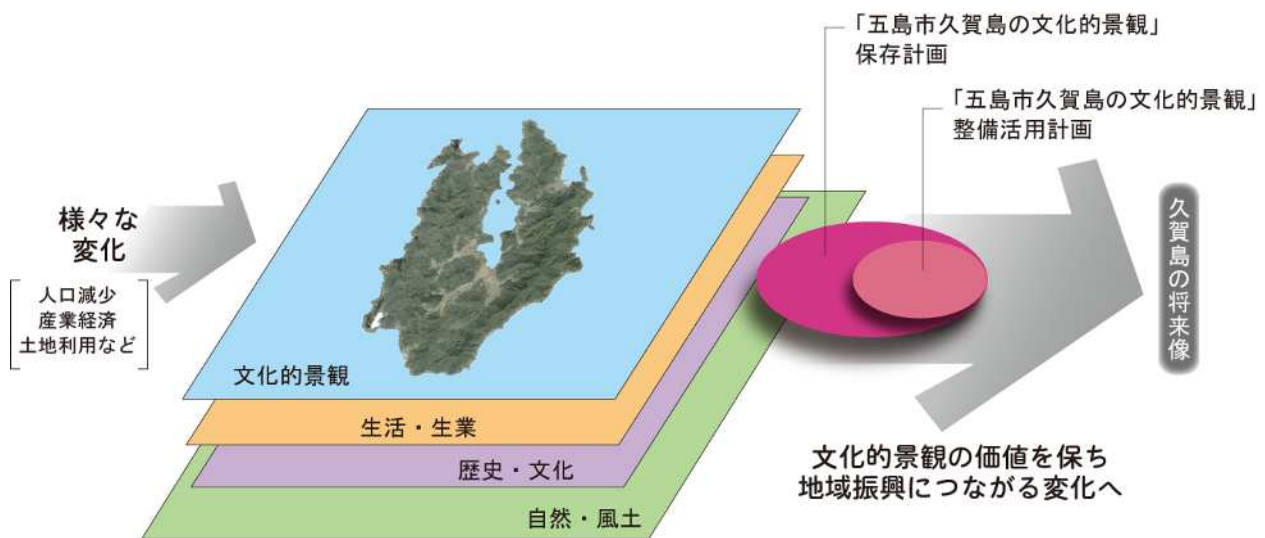
久賀島の文化的景観は、自然・風土という基盤の上に、永い歴史を通じてここに暮らす人々による生活・生業の働きかけが重なり、文化とともに作り出され、また変遷してきたものです。

このように継続して変化し続けている景観の今後の変化を、文化的景観の価値を保ちつつ持続可能な地域振興に結び付くよう導いていかなければなりません。

久賀島の文化的景観の価値を守るためには、住民の暮らしに負担をかけず、活力を生み出す施策を検討することが必要であり、整備面においても、文化的景観の価値を損ねない整備方針を明確にしておく必要があります。

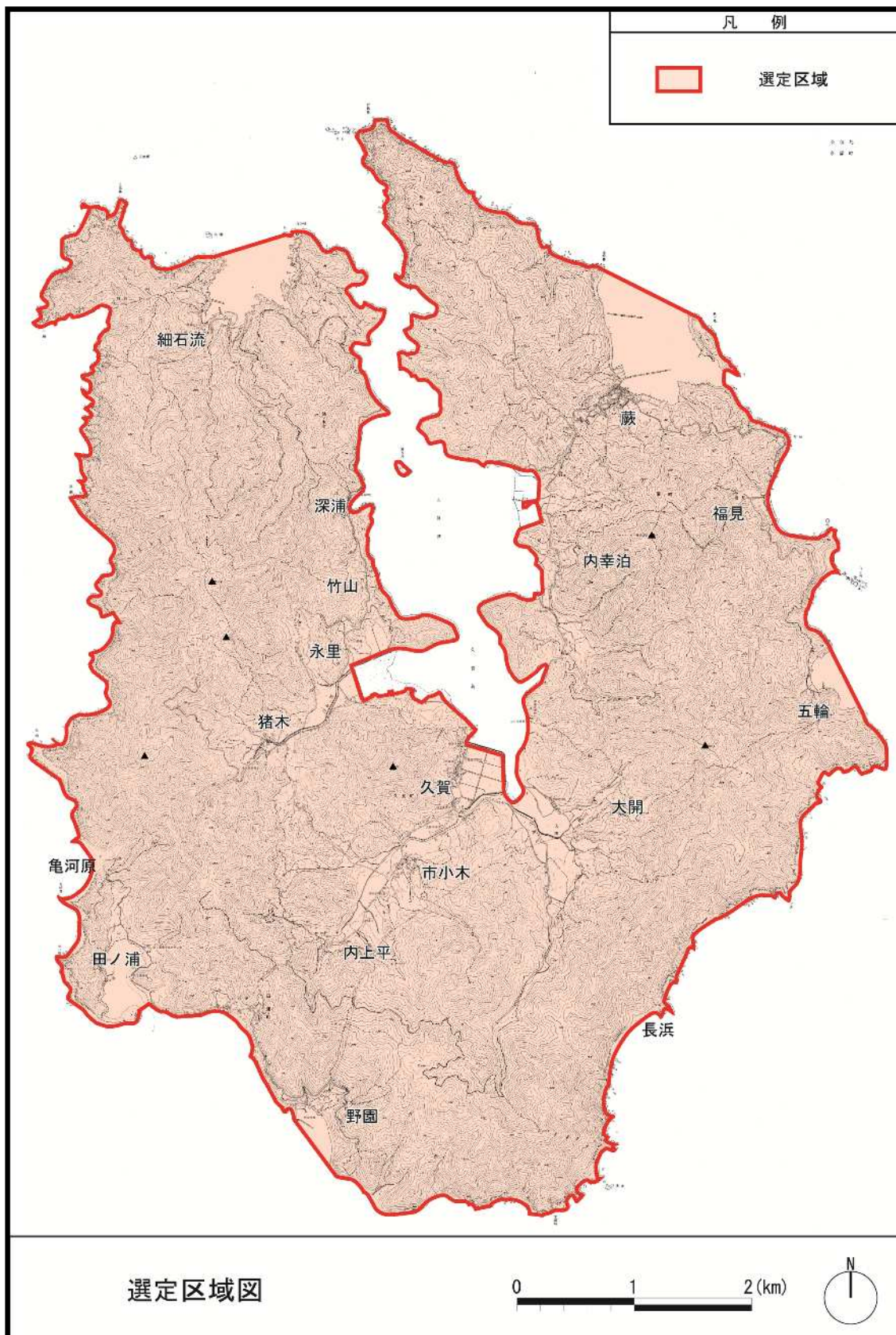
また、島全域を対象とした整備や活用においては、島全体で一丸となって取り組まなければなりません。

本計画は、文化的景観の価値を守っていくために「許容される変化・好ましい変化・最低限守るべきもの」を整理し、これまで久賀島で築かれてきた「久賀島の景観の価値を保つ変化の流れ」を将来に渡し、繋げていくことを目的としています。



「整備活用計画の意味」イメージ図

3. 対象範囲



4. 検討体制とプロセス

(1) 検討体制

本計画の策定にあたっては、「五島市久賀島の文化的景観」整備活用委員会の中で協議を重ね、また庁内景観関係課から構成される「五島市景観まちづくり調整会議」とも連携を図り計画内容の検討を行ってきました。委員会の構成は以下の通りです。

平成24年度 「五島市久賀島の文化的景観」整備活用委員会

	委員氏名	所属等	専門分野
委員長	立平 進	長崎国際大学人間社会学部国際観光学科	民俗学
副委員長	小島 満	久賀島地区地域福祉協議会	住民代表
委員	木方 十根	鹿児島大学大学院理工学研究科 建築学専攻 教授	建築・都市計画
〃	柴田 久	福岡大学工学部社会デザイン工学科 准教授	景観設計
〃	高尾 忠志	九州大学大学院工学研究院 環境社会部門 特任助教	景観まちづくり
〃	久林 高市	長崎県農林技術開発センター森林部門 部門長	植生
〃	宮田 久俊	久賀島地区町内会連合会会長	住民代表

平成27年度 「五島市久賀島の文化的景観」整備活用委員会

	委員氏名	所属等	専門分野
委員長	立平 進	長崎県文化財保護審議会副会長 元長崎国際大学大学院教授	民俗学・博物館学
副委員長	小島 満	久賀島まちづくり協議会	住民代表
委員	木方 十根	鹿児島大学大学院理工学研究科 建築学専攻 教授	建築・都市計画
〃	柴田 久	福岡大学工学部社会デザイン工学科 教授	景観設計
〃	岩崎 充則	長崎県農林技術開発センター森林部門 部門長	植生
〃	宮本 實男	久賀島地区町内会連合会会長	住民代表

(2) 検討手順

本計画は、これまでの久賀島における景観を活かしたまちづくりの経緯を踏まえ、下記の検討プロセスにより策定しました。

○平成21年度 「久賀島景観まちづくり計画」の策定
・住民、行政、専門家からなる「久賀島まちづくり協議会」を設置し、計6回の協議会の中で、景観を活かしたまちづくりの方法を検討した。 ・島外住民との連携方法の模索や、インフォメーションセンターのあり方を検討するために、「久賀島まちづくり社会実験」を実施した。 ・計画策定前後に、集落ごとの意見交換会を開催し、細やかに住民意見の収集を行った。
○平成22年度 「五島市久賀島の文化的景観 保存計画」の策定
・重要文化的景観申出に向けて策定した計画。 ・調査結果から見出した文化的景観の価値や保存管理の方針などを示している。
○平成23年9月 重要文化的景観選定
○平成24年2月 重要文化的景観選定記念シンポジウムの開催
・重要文化的景観選定を地域づくりにいかに活かしていくかを住民を交えながら検討。 ・活用の方針として、「椿の活用」「米のブランド化」「ボランティアツーリズムの実施」が挙げられた。
○平成24年5月～ 文化的景観の活用方法に関する来訪者向けアンケートの実施
・シンポジウムで挙げた3つの活用方針について、来訪者の意見を把握するため、旧五輪教会堂内にて、アンケート調査を行った。（現在も継続中）

(3) 「五島市久賀島の文化的景観」整備活用委員会の概要

本計画の策定にあたっては、計3回の委員会と住民意見交換会を経て内容の検討を行いました。

	開催日時	主な内容
第1回委員会	平成24年12月26日（水） 10：00～12：00	○久賀島に関する情報共有 ・これまでの取組 ・現状・課題など ○整備活用計画の進め方 ・策定目的 ・目次案の提示 ・重点検討事項の説明 ・策定スケジュール
第2回委員会	平成25年2月8日（金） 10：00～14：45	○アンケート等の情報共有 ○計画素案についての協議
第3回委員会	平成25年3月13日（水） 10：00～14：45	○住民アンケート実施結果報告 ○計画素案についての協議 ・各章の内容協議 ○年度内のスケジュール及び新年度の取組について
住民意見交換会	平成25年3月15日（金）	○整備活用計画に関する説明 ○今後の取り組みに関する意見交換

第2章 重要文化的景観の価値

1. 文化的景観の価値

久賀島における文化的景観の価値については、「五島市久賀島の文化的景観 保存計画」において、以下のようにまとめられています。

○自然環境に対し、人々が営む生業の影響を与えることにより、形成された自然的空間の価値

久賀島における自然的空間（主に植生）は、ツバキ実の採種及びツバキ油の生産を発展させていく上で、ヤブツバキ樹を保護するという人為的な影響を与え続けられたことにより形成されてきた文化的景観である。

○離島という特殊な環境の中で、特異な地形を利用し、築きあげてきた生業的空間の価値

久賀島における現在の生業的空間は、地形の制約・影響を受けながらも、人々が生業を営む中で特異な地形を巧みに利用しながら築きあげてきた文化的景観である。

（「五島市久賀島の文化的景観 保存計画」より一部抜粋）

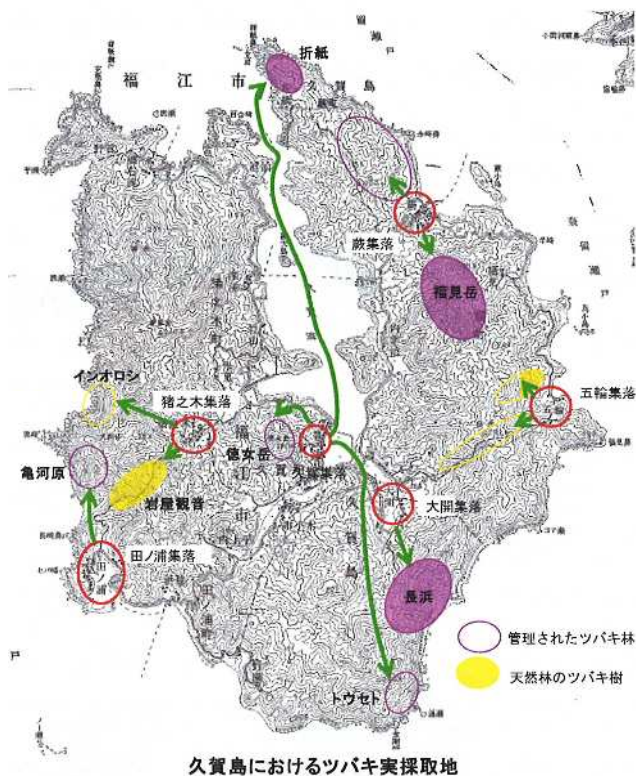
ここでは、上述の文化的景観の価値の保全において守る必要があることや、許容される変化等についてまとめます。

（1）自然的空間の価値の保全

久賀島では、いずれの集落も、集落近辺のツバキ林以外に、外海に面した谷沿いにツバキ林を有しています。大開集落、猪之木集落のツバキ林は外海に面した郷有林で、集落からは山の稜線を越えてアクセスし、久賀集落では折紙やトウセトなどの外海に面したツバキ林でのツバキ採取を行っていました。

このように、アクセスに苦勞しながらも外海に面したツバキ林を利用したのは、外海に面したツバキ林は樹高が抑制されており作業がしやすいことから、ツバキ実採取に非常に有利であったからです。

久賀島ではツバキ林を意図的に管理していたのではなく、ツバキ実採取に有利な場所を選択的に利用し、そのことが結果としてツバキ林を維持することに繋がっていました。ツバキ林の形成と維持管理は、島の地形と気象条件に基づく独特の植生を巧みに利用することによって成り立っていたのです。



現在、ツバキ林ではツタカヅラ等の蔓植物や雑草が目立つ状況になっていますが、ツバキ林を適切に維持管理していくためには、以前のように定期的に人の手が入る仕組みを維持し、手入れを継続していく必要があります。

ツバキ実を多く採取するためにも、ツバキ林のある風景を守るためにも、手入れする人や車が入るためのアクセス道を整備することや、島外からの協力を得ることも含めた維持管理の仕組みづくりを構築していく必要があります。



外海に面した長浜のツバキ林



集落近辺のツバキ林

(2) 生業的空間の価値の保全

島内には主要水系である大開川、市小木川、猪之木川をはじめとして、山の湧水を水源とする河川が点在しており、久賀島の集落はそのほとんどが水源である河川に沿って形成され、発達してきました。

特に集落と水田は馬蹄形の山脈から久賀湾に向かう斜面に多く存在しており、久賀、大開、猪之木、蕨（幸泊）に棚田及び水田景観が広がっています。

集落によって景観特性や空間機能的特性は異なり、広い棚田群を有する集落、急傾斜に築かれた石積みの棚田や段畑を有する集落、半農半漁の特性を有する集落などに分かれます。

河川沿いに発達し、生業とともに形成された集落の景観や空間機能的特性、また、その中で受け継がれてきた石積み等の技術からは、集落に住む人々の生活形態や、特異な地形の利用状況をうかがい知ることができます。

このような集落の空間構成や伝統技術を継承していくことは、生業的空間の価値の保全においては不可欠であり、人口減少が進む久賀島では、それらを支える農漁業の後継者及び伝統技術の継承者育成に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、集落の景観保全に関わるような修理修景にあたっては、無形の価値まで考慮した、整備に取り組んでいく必要があります。

A. 島の内岸である久賀湾に面する集落

(久賀湾に面した水系と集落の特性)

凡例

- 歴史的建物
- 歴史的石垣・石塀
- 水田
- 畑
- 水路
- 水利
- 倉庫
- 雑木林
- 石碑
- 石紙
- 鳥居
- 墓地
- 石仏
- 傾斜100年以上の高木

集落景観構成要素分布図(猪ノ木)

0 50 100 200m S=1:2,500

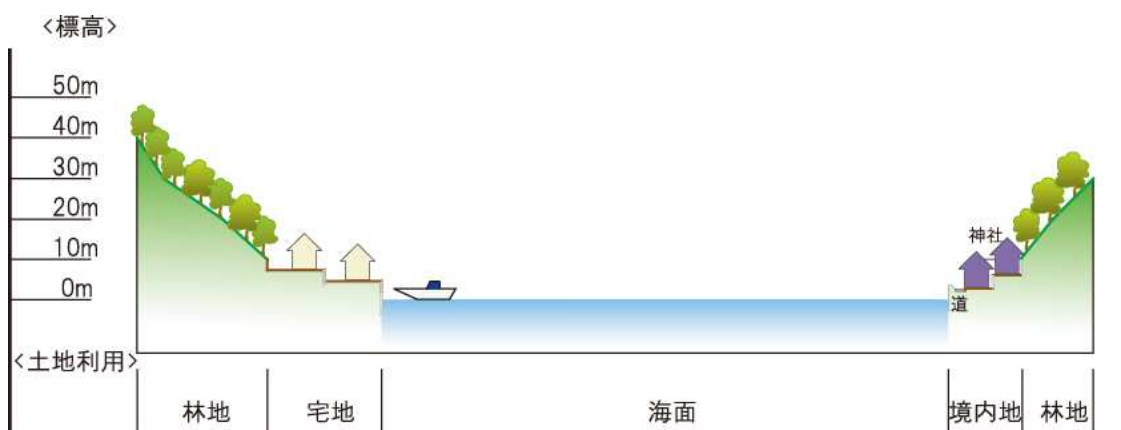
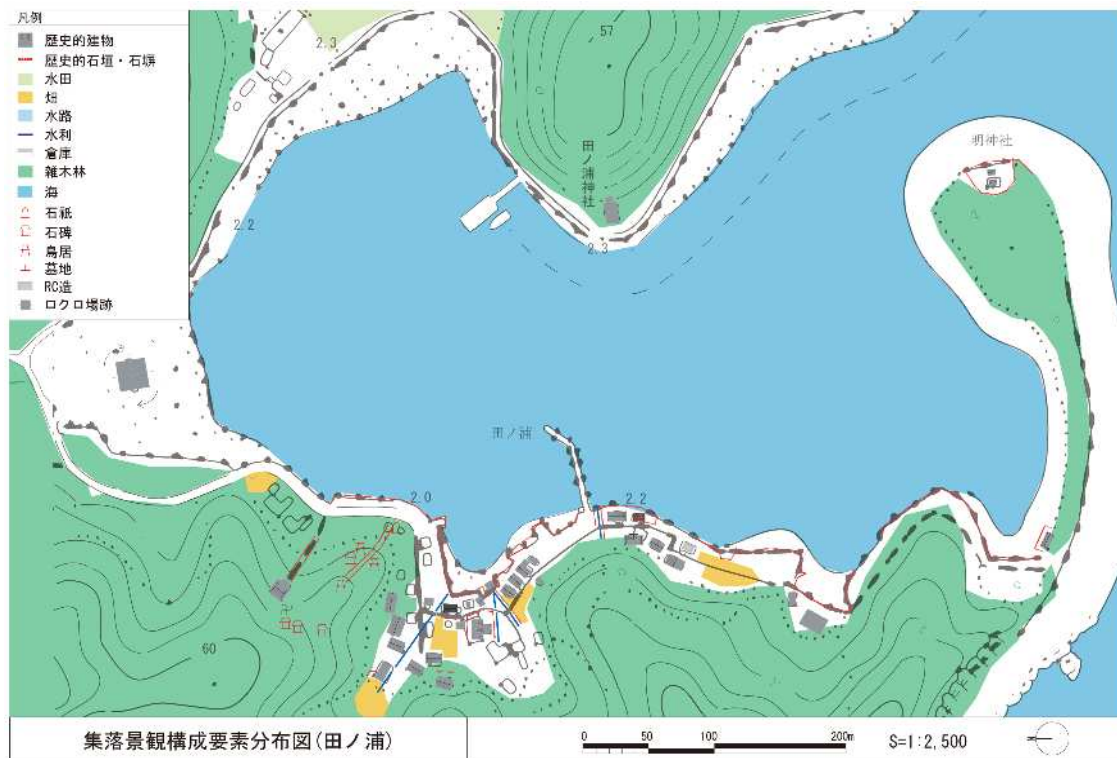


B. 外岸に面する集落

→急傾斜地で沿岸部の集落と傾斜地の段々畑が特徴

(外岸に面した水系と集落の特性)

田ノ浦、浜脇、野園、福見、五輪集落に流れている河川は、その長さ、及び、流域面積が内岸に流れ込んでいる河川と比較して短く、河川に沿う急斜面に石垣積みの棚田・段畑が作られ、河口付近に漁港や居住地域が形成されています。



田ノ浦集落断面図

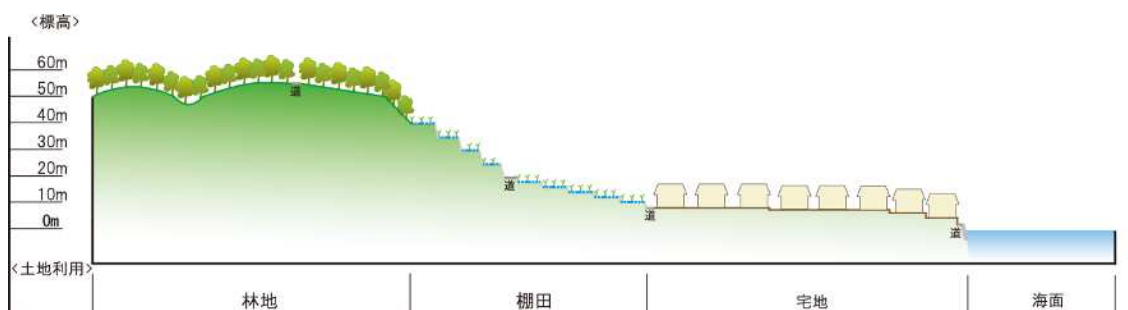
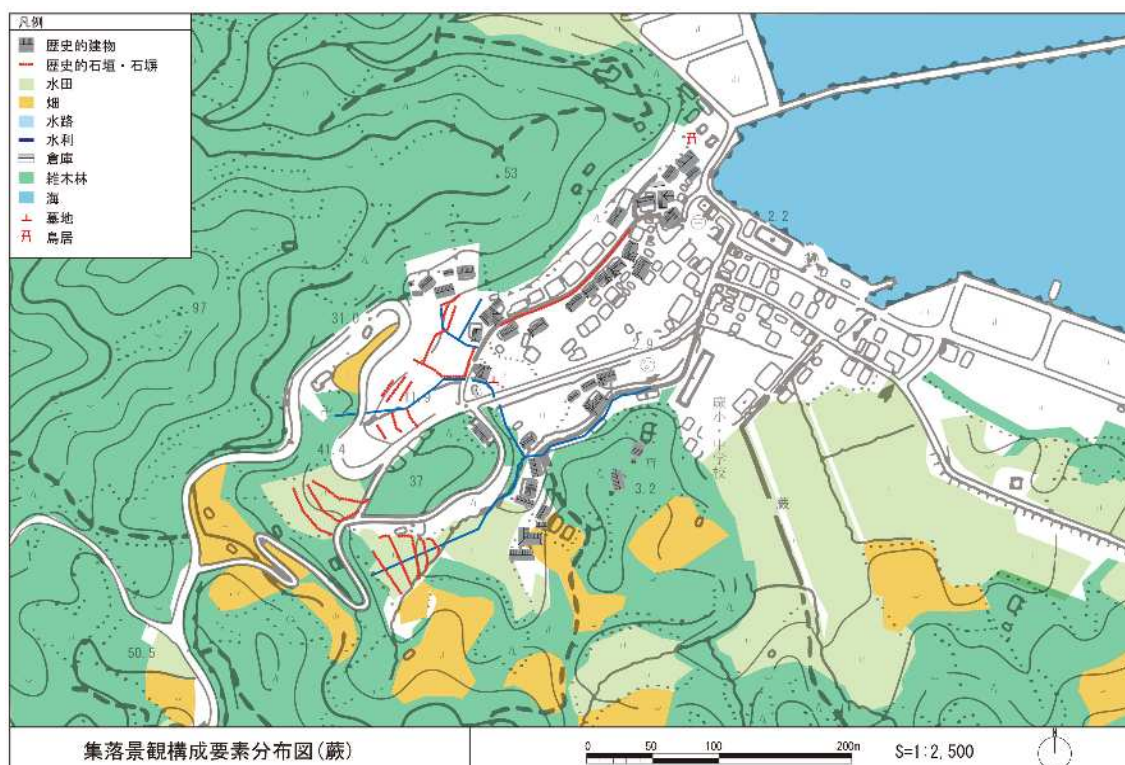
C. その両方の特性を持つ集落

→集落は外海に立地するが、耕作地は久賀湾沿岸にある点が特徴

(内岸集落と外岸集落の両方の特性を持つ集落の特性)

A、Bの集落がひとつの水系沿いに形成されているのに対し、蕨地区は峠を挟むように集落が形成されており、集落の中に島の外岸に流れ込む水系と久賀湾に流れ込む水系の両方を含有しているという地理的特性を持っています。

蕨地区の生活・生業の空間は、漁業地（港）、居住地域、農業地域、ツバキ林、峠、農業地域、漁業（養殖場）というように続き、半農半漁の集落特性を有しています。



蕨集落断面図

2. 重要な構成要素

(1) 景観を構成する重要な構成要素

「五島市久賀島の文化的景観」の景観は、「森林の利用に関する景観地」、「居住に関する景観地」として典型的又は独特のものであり、また、それらに無形の要素が深く結びついていることが本質的な価値であることは保存調査で述べたとおりです。

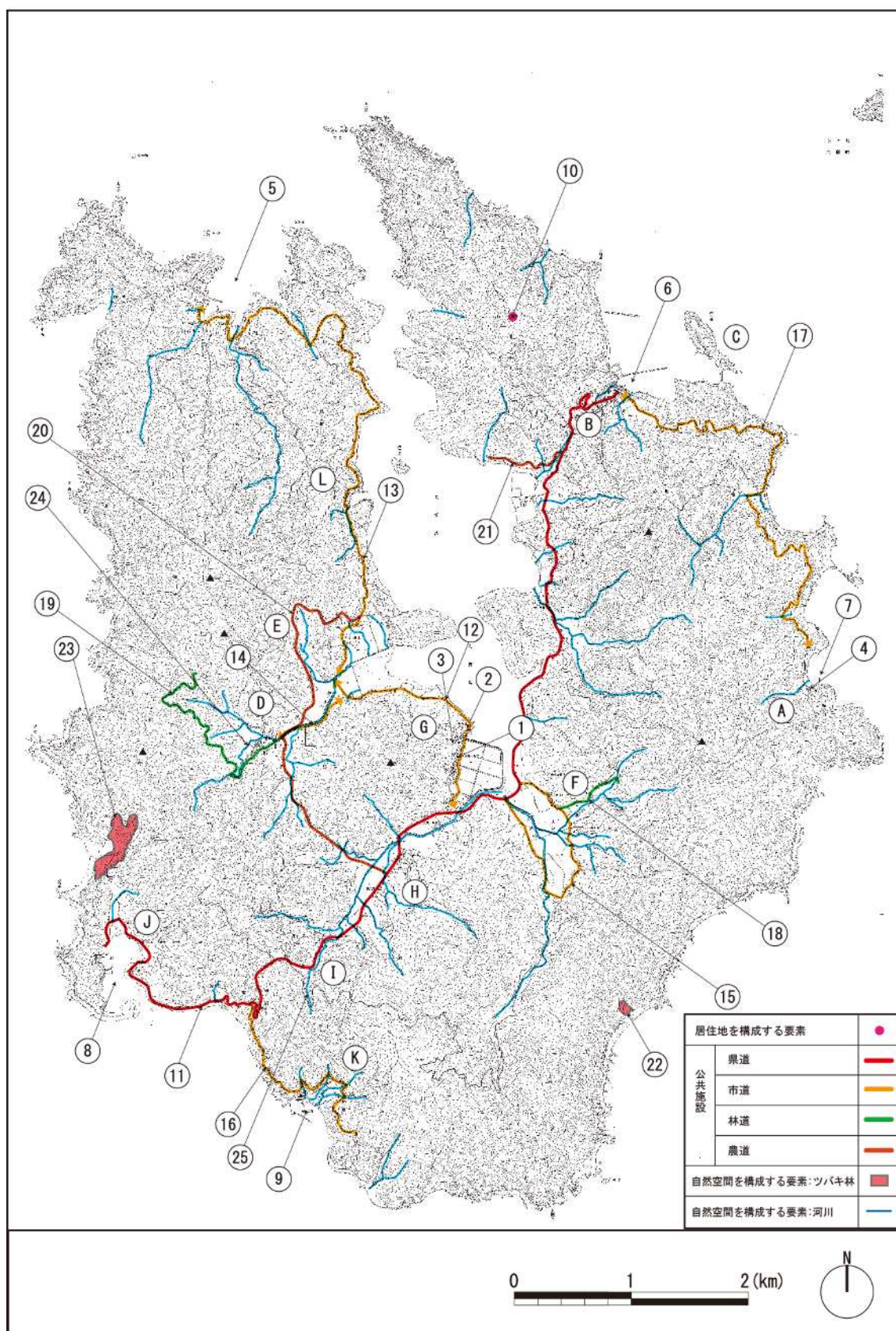
本地域における集落の構造自体が価値を持つのであり、それらの集落における有形・無形の構造を保全していくことが肝要です。

■景観を構成する重要な構成要素

1. 集落		
※集落の範囲には、居住地（歴史的石積、集落が管理する宗教施設、墓地、家屋、里道、排水路）、生業空間（棚田、段畑、里山）、周囲の自然的空間（小河川、自然林、ヤブツバキ）を含むものとし、これらの要素を保全することを原則とする。		
番号	種類	名称
A	集落	外幸泊地区
B	〃	蕨地区
C	〃	小島地区
D	〃	猪之木地区
E	〃	永里地区
F	〃	大開地区
G	〃	久賀地区
H	〃	市小木地区
I	〃	内上平地区
J	〃	田ノ浦地区
K	〃	外上平地区
L	〃	深浦地区

2. 居住地を構成する要素		
番号	種類	名称
1	住居	民家（藤原邸）
2	神社、寺、教会堂	折紙神社
3	〃	禅海寺
4	〃	旧五輪教会堂
5	公共施設（漁港）	細石流漁港
6	〃	蕨漁港
7	〃	五輪漁港
8	〃	田ノ浦漁港
9	〃	野園漁港
10	公共施設（公園）	折紙展望台
11	公共施設（道路）	県道久賀島線
12	公共施設（道路）	久賀・永里線
13	〃	永里・細石流路線
14	〃	永里・猪ノ木路線
15	〃	大開・赤仁田線
16	〃	浜脇・野園線
17	〃	久賀島7号線
18	公共施設（林道）	蕨林道
19	〃	永里林道
20	公共施設（農道）	久賀線
21	〃	脇ノ内線
3. 自然的空間を構成する要素		
22	ツバキ林	長浜のツバキ林
23	〃	亀河原のツバキ林
24	河川	猪ノ木川
25	河川	市小木川
26	河川	市管理河川

■重要な構成要素位置図



3. 重要な構成要素同士の関係性

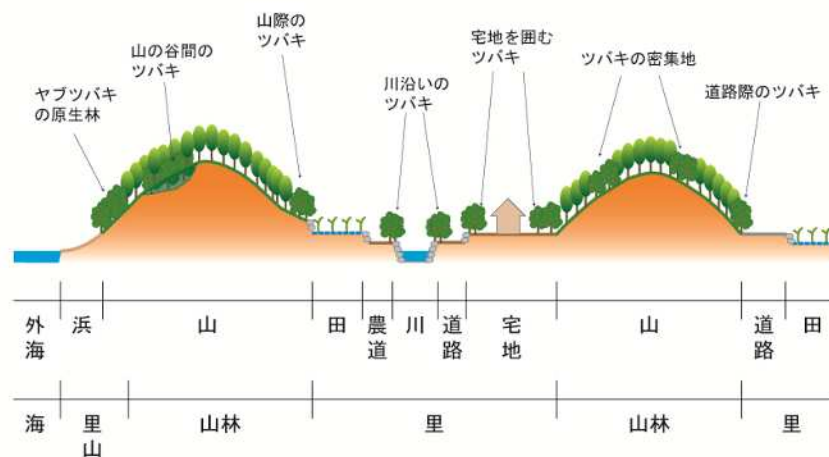
(1) 集落とツバキ林

内湾の集落では、棚田群での生産活動のみならず、外海域のツバキ林まで直接採取に出かけ、結果として各集落の資源利用の領域が広域にわたっていました。久賀集落に至っては久賀島の北端から南端までを活動領域としています。

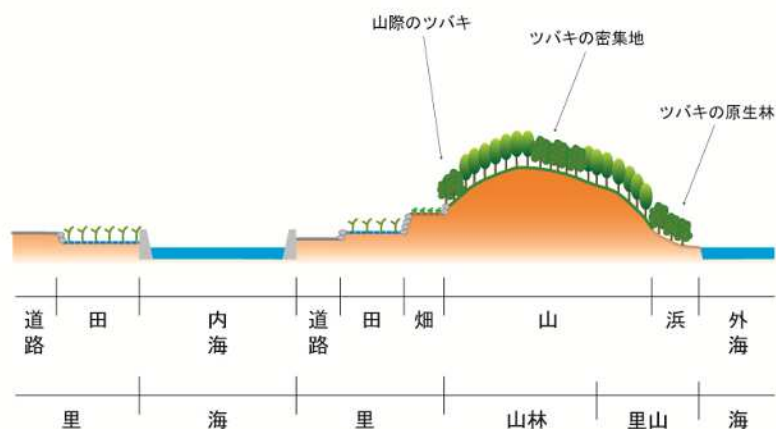
久賀島における資源利用は、内湾と外海という異なった環境にある資源を利用する点が特徴です。立地環境の違いにより異なった土地利用を見せる集落も、資源利用の観点からは集落内の資源のみならず、集落外的环境が異なる資源も巧みに利用する点で共通しています。

このように、ツバキ林は外海に面した環境に特徴的な資源として活用されており、特に内湾に面した集落での資源利用を特徴づける重要な要素となっています。

久賀島ツバキ林構造図（西半島）



久賀島ツバキ林構造図（東半島）



(2) 集落と水系

久賀島は、馬蹄形を呈し内海と外海が背中合わせになった地形であり、島の中央部の内湾域では、久賀湾に中小河川が流れ込み、他の五島列島の島々と比較して水系が発達し、小規模な沖積地が形成されています。

久賀島の人々は生業を営む上で、この沖積地を水田地帯へと変容させ、急峻な山々から流れ出る豊富な水量を利用し、山腹まで水田区耕作地を広げてきました。久賀湾を囲む一帯には、五島列島には珍しく棚田群が形成され、その結果、久賀湾は五島でも有数の米どころとして発展してきました。



市小木川流域の水田



大開川流域の棚田

3. 文化的景観の価値を表象している久賀島特有の風景

久賀島に数多く自生するヤブツバキやツバキ林の存在は、久賀島の文化的景観の保護における基本的な要件です。

また、久賀島住民の生業は農業・漁業といった第 1 次産業が大半を占めており、集落と一体的に形成された農地や船着場、漁港などの生業空間は地域を特徴づけるものです。久賀島の地形的特徴から久賀湾に注ぎ込む河川についても、集落の特徴を語る上では欠かせません。



長浜のツバキ原始林



半農半漁の暮らしが続く集落

一方、これらの文化的景観の保護における基本的な要件以外にも、文化的景観を保護するために守る必要がある要素は複数あります。

例えば、集落の良好な景観を構成している要素の中には、歴史的な石垣・防風垣・石積み護岸が残されており、これらは今後も維持・保存をしていく必要があります。

また、周辺の里山や屋敷林、道路沿いのツバキ樹、ツバキ実採取の際に着用される「ドンザ」、生業的空間の中で見られる石積みおよび石積みに関する伝統技術、田畑や防風林、歴史を伝える教会や墓地、共同水路や祭礼・年中行事など伝統的コミュニティ活動も守る必要があるものの 1 つです。そして、久賀島の景観を守るためには、何よりも住民の暮らしそのものを守っていくことが大前提です。



防風垣



民家の防風ツバキ林



ツバキ実採取の際に着用する作業着「ドンザ」



五輪地区キリシタン墓地

農地景観の保存管理にあたっては、田畑や防風林などの景観維持に努めるとともに、その景観を維持してきた技術の継承を支援する必要があります。また、今後も棚田などの生業空間を維持していくためには、後継者の育成や耕作放棄地の再活用策など、関係法令を踏まえた有効な支援策を検討していく必要があります。



住民が守り続ける棚田（内幸泊）



休耕田を利用した放牧（外上平）

ツバキ林等の自然景観の保存については、現状の維持に努めるものの、凍結的な保存ではなく適切に人為的な保存・管理を図る必要があります。市が策定している「五島市つばき振興計画」の基本方針においても「ツバキ林の育成と管理技術」が謳われており、こうした関連計画との整合性を図りながら保存管理に努める必要があります。

久賀島の文化的景観は、自然的空間と集落及び生活・生業空間が一体となった景観地であり、このような景観地は長年の営みによって生み出されたものです。長期的な人々の生活・生業によって生み出されたものである以上、人の手が加えられ続ける事で、景観の維持・保全が可能となってきます。しかし過剰な手入れは逆に景観を損ねてしまう恐れがあるため、一定の整備方針を定め、価値を保全するために必要な整備として許容できる変化、許容できない変化を明確にする必要があります。

第3章 久賀島のまちづくりに関する上位・関連計画、規制内容等

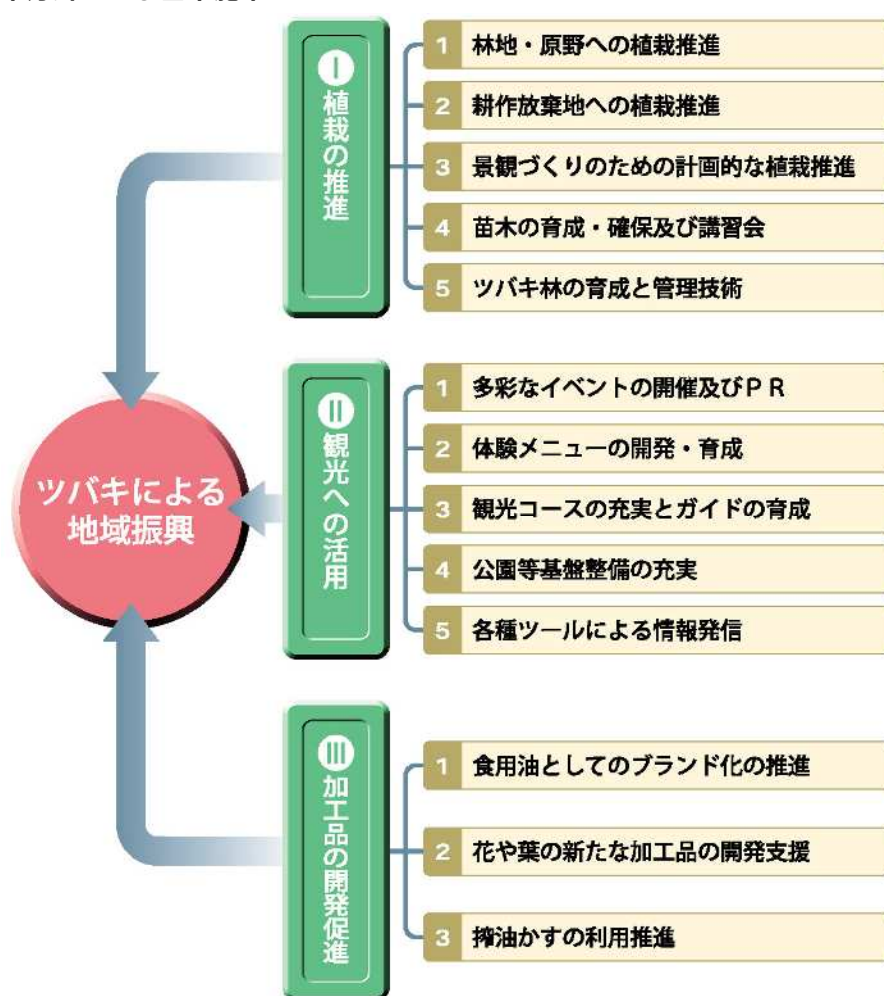
1. 上位・関連計画、規制内容等について

(1) 自然的空間（ヤブツバキ及びツバキ林）に関する計画

①五島市つばき振興計画（平成21年3月）

五島市つばき振興計画は、「基本計画」「具体的振興方策（戦略）」によって構成されます。その中では、目標年を25年とし、ツバキの花と実を貴重な地域資源として地域活性化へ取り組んでいくこととしています。

■基本方針および基本施策



「つばき振興計画」の中では、3つの基本方針を立て、それぞれの方針に沿って具体的振興方策（戦略）を掲げプロジェクトに取り組んでいます。

また、25年度までの目標として、「椿植栽による耕作放棄地面積の解消」「椿実の生産量の向上」「椿による島内観光コースの設定数の増加」「農地への椿植栽本数」「椿油の生産量増量」「五島椿まつりの参加観客目標数増加」が掲げられています。

②五島市椿樹及びしきみ樹保護条例（平成16年8月1日条例第181号）

「五島市椿樹及びしきみ樹保護条例」の前身となる「椿樹及びしきみ樹保護条例」を当時の久賀村が昭和29年3月20日に制定し、椿樹の伐採を許可制にするなど、行政としてツバキ樹の保護策を講じています。昭和29年の条例制定の経緯については、「昔から不文律として守られてきた」という趣旨の文書が残っており、条例制定以前から集落単位でツバキ樹の伐採が暗黙のうちに規制されていたことを示しています。

そして、この条例は、合併後の五島市にも引き継がれ、現在に至っています。

（趣旨）

第1条 この条例は、久賀町、蕨町、猪之木町及び田ノ浦町の区域内の椿樹及びしきみ樹（以下「保護樹」という。）の保護育成及び増殖について必要な事項を定めるものとする。

（伐採の禁止）

第2条 保護樹は、自然林又は人工造林のいかんにかかわらず、みだりに伐採してはならない。

（伐採の許可）

第3条 保護樹の改良、手入れその他やむを得ない理由により、これを伐採しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

（罰則）

第4条 前2条の規定に違反した者は、科料に処する。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、福江市椿樹及びういきょう樹保護条例（昭和32年福江市条例第52号）（以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(2) 生業的空間（集落等）に関する計画

①五島市景観計画（平成21年3月）

五島市全域を対象とし、大規模開発に対する規制や五島市の景観施策の方針を示した「五島市景観計画」を策定し「五島市景観条例」を制定しました。

五島市景観計画では、良好な文化的景観が残る地区を「文化的景観地区」、文化財等周辺の地区を「景観重要地区」と位置付け、それぞれの景観特性に応じた景観形成を図ることとしています。久賀島は島全域が「文化的景観地区」に指定されており、平成23年6月に「久賀島景観まちづくり計画」を策定し、久賀島の現状に合わせた景観誘導指針を示しています。

a. 文化的景観地区における景観形成の方針

文化的景観地区においては、「久賀島地区景観計画における景観形成の方針」に基づき、以下のような行為の制限を定めています。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為
- ② 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為

b. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

建築物・工作物について

位 置	・ 集落においては、地形・樹木を大切にし既存の建築物との調和及び連続性に配置する。
高 さ	・ 建築物及び耕作物の高さは10m以下とする。 ※久賀島の建築物及び工作物の99.9%は2階建て以下。
色 彩	・ 建築物及び工作物の壁面及び屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。 ※ 久賀島の建築物及び工作物の97.8%は彩度6以下の色を基調としている。 ・ 使用する色数はできる限り少なくする。
形 態 意 匠	・ 建築物及び工作物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。 ・ 建築物及び工作物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根を基本とし、できる限り陸屋根は用いない。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。
緑 化	・ 既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。
石 積	・ 既に石積がある場合は、できる限りその保全を図る。

屋外広告物について

種 類	・ 自家用広告物のみとし、原則として宣伝用広告物の設置は認めない。
高 さ	・ 屋外広告物の最も高い部分の高さは地上から3m以下とする。
面 積	・ 屋外広告物1枚あたりの面積は0.5㎡以下とする。
枚 数	・ 自分の敷地外に設置する誘導用看板等の枚数は必要最小限とする。
素 材	・ 屋外広告物の素材は原則として木材とする。
色 彩	・ 屋外広告物の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。 ・ 使用する色数はできる限り少なくする。

c. 景観計画におけるその他の事項

五島市景観計画においては市全域を対象とし、①公共事業のデザインコントロール、②景観上重要な農地の維持、③景観重要建造物の指定方針、④景観重要樹木の指定方針、⑤大型開発に関する行為の制限、⑥屋外広告物の行為の制限に関する事項、を定めています。

これらの方針は、景観行政団体である五島市が、今後も良好な景観を維持するために必要であると定めた最低限の配慮事項であり、景観重要公共施設に指定されていない公共施設についても、これに準じることが望まれます。

現在策定途中である「景観重要公共施設整備指針（案）」の中で、景観重要公共施設の整備基準が定められており、久賀島については、特に配慮すべき事項として、道路、河川、橋梁、漁港の整備方針が示されています。

また、屋外広告物は、地域の景観に大きな変化をもたらす場合があるため、上記した②の基本方針のほかに、より細かい基準の策定を行うものとしします。

②五島農業振興地域整備計画（平成18年8月）

「五島農業振興地域整備計画」の中で、久賀島の農業上の土地利用の方向は、「特定農山村法の指定を受けた条件不利地域にあって、早期水稻の主要な産地として農家の耕作意欲が高く、また、転作作物にも積極的に取り組んでいる地域であり、農用地としてその保全に努める必要があるが、農家の高齢化が顕著であるため、地域の友好的な合意に基づく集落営農体系の確立が望まれる。」とされています。

(3) 五島市または久賀島全域に係る計画

①五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略

五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、今後5年間の基本目標、基本的方向、具体的な施策をまとめたもので、五島市の持つ強みと地域資源を最大限活用し、良質な雇用の創出、交流人口の拡大、子育て支援とこれらを支えるまちづくりに取り組み、人口ビジョンを踏まえた人口減少対策を推進するものです。

また、総合戦略を総合計画に代わる市政運営の基本方針として取り組みます。

基本目標1：五島の恵みを活かし、雇用を生み出す“しま”をつくる

- 1-(1) 農林業振興プロジェクト
- 1-(2) 水産業振興プロジェクト
- 1-(3) 物産・ブランド振興プロジェクト
- 1-(4) 商工業振興・新産業育成プロジェクト
- 1-(5) 再生可能エネルギー産業創出プロジェクト

基本目標2：五島の魅力を発信し、世界に誇れる“しま”をつくる

- 2-(1) 観光による交流拡大プロジェクト
- 2-(2) UIターン促進プロジェクト
- 2-(3) スポーツを通じた交流拡大プロジェクト
- 2-(4) 広報戦略プロジェクト

基本目標3：安全・安心で住みやすさ日本一の“しま”をつくる

- 3-(1) 地域コミュニティ維持・活性化プロジェクト
- 3-(2) 健康長寿のしまづくりプロジェクト
- 3-(3) インフラ整備プロジェクト

基本目標4：五島の宝・子どもが育ち、輝く“しま”をつくる

- 4-(1) 結婚・出産・子育て支援プロジェクト
- 4-(2) 教育のしまづくりプロジェクト

基本目標3のプロジェクトの1つに「地域コミュニティ維持・活性化プロジェクト」があり、その中に「コミュニティ維持・再生」といった重点事業が掲げられ、「各地区の地域の文化、資源、強みを活かしたイベント・活性化プロジェクトなどを実施します。」とされています。

②久賀島景観まちづくり計画（平成22年3月）

「久賀島景観まちづくり計画」は、久賀島住民と行政がともに協働しながら、「観光と暮らしの共生」を図り、島の景観と住民の暮らしを守っていくことを目指し作成されました。

久賀島の景観まちづくりの方向性の中では、「観光と暮らしの共生を図り、島の景観と住民の暮らしを後世に伝えていく」ことを基本理念に掲げ、5つの基本方針に基づき、久賀島での暮らしや信仰の営みが継続し、その結果として維持される景観を後世に伝えていくことを目指しています。

基本理念 「観光と暮らしの共生を図り、島の景観と島民の暮らしを後世に伝えていく」

方針1．生活基盤を整え、島民がこれからも島で安心して暮らせるようにします

方針2．島民自身が島の本当の魅力を知ることが大切です

方針3．島民の利益につながる観光の受け入れ体制を整えます

方針4．観光基盤の充実を図ります

方針5．島の景観を維持する島民の活動を支援します

③五島市久賀島の文化的景観 保存計画（平成23年3月）

久賀島の文化的景観を文化資源として捉え、五島市の地域再生・活性化に資するため、文化的景観保存調査で明らかになった五島市久賀島における文化的景観の価値付けを行い、保存・継承を図っていくこととしています。

この中では、整備活用に関する基本方針および考え方が示されており、文化的景観価値のき損や滅失に関する対応、公共事業におけるガイドライン等の尊重、観光施策に取り組む際の住民と行政との緊密な連携等について言及されています。

④「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」五島市アクションプラン（平成24年3月）

久賀島には、現在世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の対象資産である、旧五輪教会堂が位置しています。平成19年に世界遺産暫定リストに登録されたことにより、観光振興や地域経済への波及が期待される一方で、変化による影響に対し、地域が不安を抱えている現状もあります。

そこで五島市アクションプランでは、世界遺産登録に対する不安を最小限のものとし、対象資産を引き継いでいくこと、また、それにむけた連携体制や役割分担、文化遺産の保存管理、活用推進への取り組み方が明確に示されています。

事業計画の中では、重要文化的保存計画に基づく保存管理の実施が短期目標として示されています。

⑤「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」長崎県アクションプラン（平成24年3月）

「長崎県世界遺産アクションプラン」は、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録に向けてや、登録後に、信者や県民、事業者、関係団体、行政が一体となって取り組むべきことについて明確化し、その遂行のプロセスを示すことを目的としています。

事業計画の中では、重要文化的景観保存計画に基づく保存管理の実施、及び、重要文化的景観整備活用計画に基づく整備活用事業の実施が短期目標として示されています。

⑥長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年3月）

「公害防止条例」、「自然環境保全条例」「環境美化の推進に関する条例」「地球温暖化対策」などに関する条例です。第44条、49条には保全地域の指定が定められており、平成20年度は世界遺産暫定一覧表に登録された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」及び長崎県を代表するその他の文化遺産並びにその周辺地区の27地区を、また平成21年度は良好な自然環境を形成している地区及びその周辺地区の6地区が指定されています。

旧五輪教会堂が位置する五輪集落は、「旧五輪教会堂文化遺産地区」に指定されており、地区内は「ごみの投げ捨て等防止重点地区」「喫煙禁止地区」「自動販売機設置地区」に区分されています。

⑦文化財保護規制

a.文化財保護法の届出対象行為

文化財保護法で届出対象とする行為は、以下の行為です。当該物件の所有者は、現状変更の際に、重要文化的景観担当部局と協議の上、文化庁長官に対して届出を行う必要があります。

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	焼失、流失等により滅失した場合	滅失・き損を知った日から10日以内
き損	災害等により大きく破損した場合	〃
現状変更	移転・除去等、当該景観重要構成要素の価値に影響を及ぼす増改築等の行為	現状変更しようとする日の30日前まで

※滅失又はき損（法第136条）については、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は届出を要しないとされており、その行為は省令（第4条）で定められている。

※現状変更の届出等（法第139条）については、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでないとされており、その措置の範囲は省令（第7条）で定められている。

b.文化財保護法の届出を要しない行為

以下に定める行為については、影響の軽微であるものとし、本計画において届出を要しない行為として定めています。

- ① 地盤面下又は水面下における行為
- ② 仮設の建築物、工作物の建設等
- ③ 通常の管理行為、軽微な行為
- ア 建築物の新築、増築等、外観を変更することとなる修善若しくは模様替え又は色彩の変更行為で、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 建築面積が 10 m²以下の建築物
 - ・ 色彩の変更行為を行う部分が 10 m²以下のもの
 - ・ 擁壁等（塀、柵含む）の構造物その他これに類するもので、面積が 10 m²以下のもの
 - ・ 電柱、照明灯、携帯電話用アンテナ、その他これに類するもので高さ 3m 以下のもの
 - ・ 生業を営むために行う、高さが 1.5m 以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の設置等
 - ・ 生業を営むために行う、幅員が 2m 以下の用排水路又は幅員が 2m 以下の農道若しくは林道の設置
- イ 土地の形質の変更行為で、面積が 100 m²以下のもの（ただし、これにより建築物・工作物等が生じ、アの基準を超える場合は届出を要する。）
- ウ 木竹の伐採で、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 森林の保育、施設管理のために通常行われる木竹の伐採
 - ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

教育委員会は、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況を把握し、文化財保護法第 8 章（第 140 条）により報告を求められた場合は、文化的景観の現況について報告するものとする。

また、文化的景観区域内で五島市景観計画による届出等があったものについては、景観計画担当部署及び教育委員会で協議を行うこととし、現状変更の内容によっては、所有者等と協議を行うこととする。（域内で行われる公共工事を含む。）

重要文化的景観の滅失又はき損が省令第 4 条に定める行為についても、教育委員会と事前に協議を行うことを原則とする。

⑧土地利用規制

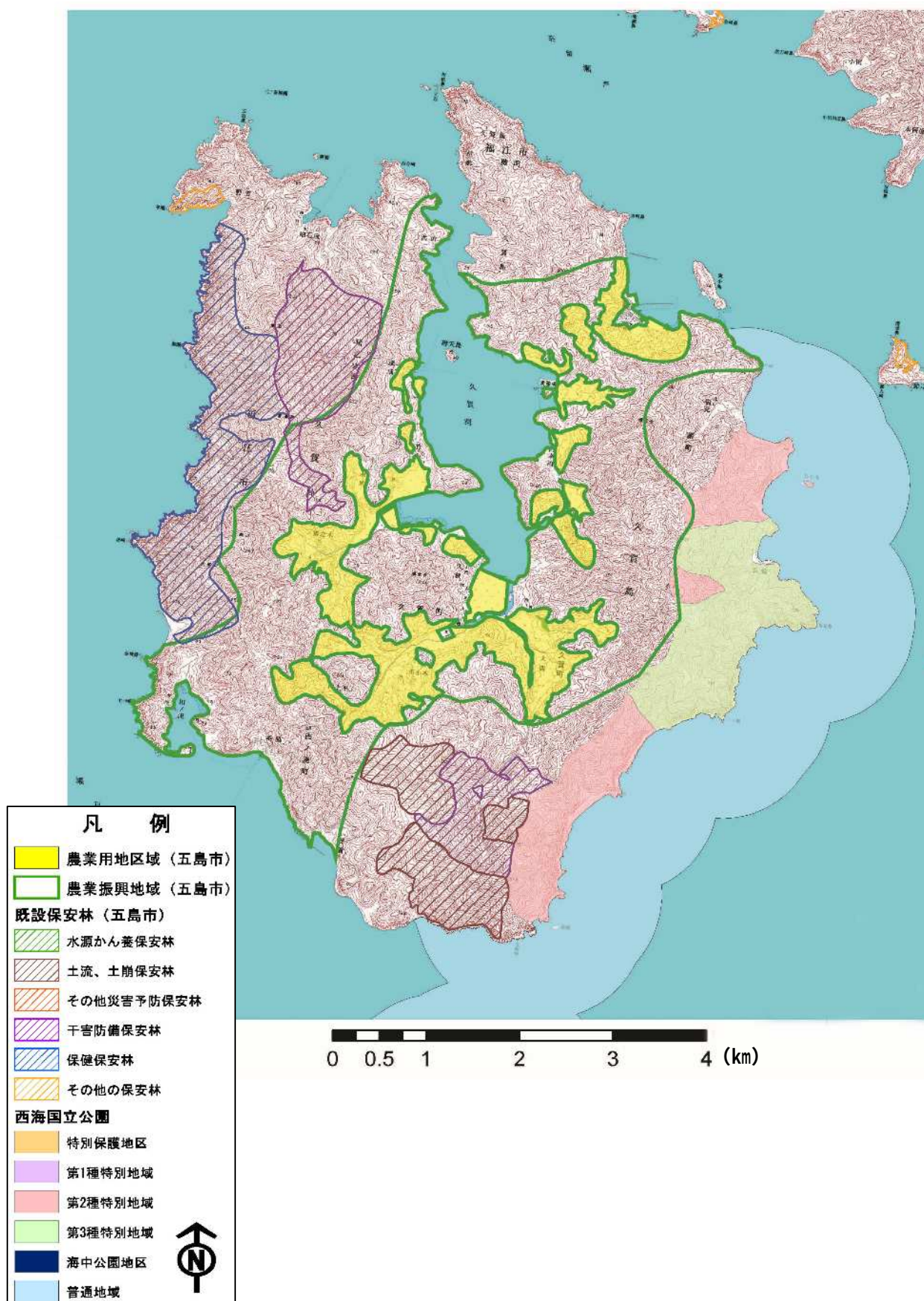
申出対象範囲には、景観法に基づく行為規制が全ての範囲に適用されるほか、自然公園法、文化財保護法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法による行為規制が適用されている土地が含まれます。

土地利用規正法等による行為規制の一覧

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
自然公園法 (国立公園)	特別地域	許可又は届出	【許可事項】 ①工作物を新築し、改築し、又は増築すること、②木竹を伐採すること、③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること、④河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、⑤環境大臣が指定する湖沼又は湿原汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること、⑥広告物等掲出・設置し、又は広告等を工作物等に表示すること、⑦屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること、⑧水面を埋め立て、又は干拓すること、⑨土地の開墾、土地の形状を変更すること、⑩高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること、⑪山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること、⑫屋根、壁面、塀、橋、鉄塔等の色彩を変更すること、⑬湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること、⑭道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬・動力船を使用し、又は航空機を着陸させること、⑮前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの 【届出事項】 木竹の植栽、家畜の放牧	懲役又は罰金
	普通地域	届出	①その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）、②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること、④水面を埋め立て、又は干拓すること、⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においては、海中	懲役又は罰金

			公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)、⑥土地の形状を変更すること、⑦海底の形状を変更すること(海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。))。	
景観法	久賀島地区	届出	①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為、④良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為	罰金
五島市景観条例 ※添付	重点景観計画区域	届出	①土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更行為、②木竹の伐採、③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積、④水面の埋立又は干拓行為	勧告
森林法	地域森林計画の対象となっている 民有林	許可	1 haを超える開発行為	罰金
		届出	立木の伐採	罰金
	保安林	許可	①立木の伐採 ②立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為	罰金
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘しようとする行為	—
文化財保護条例	県指定重要文化財	許可	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	—
農地法	農地	許可	農地の権利の移動、農地の転用及び農地転用のための権利の移動	懲役又は罰金
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等の開発行為	懲役又は罰金

■土地利用規制図



2. 各種法令及び土地利用規制等における保護範囲

重要文化的景観は、3層の法律により保護されています。久賀島においても、まず農振法・森林法・自然公園法などの個別規制法、その次に景観法に基づく久賀島景観計画、そして上位に文化財保護法に基づく五島市久賀島の文化的景観保存計画により、文化的景観の保全を担保しています。



現在の久賀島の暮らしにおいては、これらの3層の法律により十分な保護が図られていますが、今後の生活様式の変化や新規事業者等の参入が考えられる中では、この3層の法による保護範囲を明確にするとともに、法令等による保護の対象とならない要素に関する保全のあり方を検討する必要があります。

(1) 自然的空間を保護する法令及び規制等

本地域のツバキ原始林のうち、長浜のツバキ林は長崎県の天然記念物に指定され文化財として保護されていると同時に、島の南東部は西海国立公園に指定され、一体の自然景観は自然公園法によって保護されています。

また、島の西側においては冬場の厳しい北西風と激しい波浪により形成された断崖景観が連続しており、一部は長崎県の自然環境保全区域に指定され保全が図られています。

ツバキ樹の伐採については、五島市椿樹及びしきみ樹保護条例により規制されるとともに、観光活用や加工品の開発等については、五島市つばき振興計画の中でそれらの促進や支援が図られています。

(2) 生業的空間を保護する法令及び規制等

本地域の集落に多く見られるのは、木造平屋建ての住宅であり、現在も良好な景観を維持しています。特に、建築物や工作物の高さや色には十分注意すべきであり、現在は景観計画でそれらの行為誘導を行っています。

また、漁港や道路をはじめとした公共施設の修景については、景観重要公共施設整備指針の中でガイドラインが示されています。

(3) 法令等により保護が図られない要素の保全について

文化的景観の価値として位置づけられる自然的空間及び生業的空間は、既存の各種法令により一定の保護は図られています。

一方、屋敷林や道路沿いのツバキ樹、伝統技術、風習等の文化的景観を保護するために守る必要がある要素の多くは、法規制における保護の対象には含まれません。これらのものは、文化的景観の価値を証明するものとは異なりますが、久賀島の景観を特徴づける大切な要素である事からも、今後も守り継承していく必要があります。

また、これらの要素を受け継ぎ、育んでいく役割を担う住民の生活が守られ、豊かなものになる事も重要です。

これらのように既存の法令だけでは保護されないものについては、一定の整備活用方針を定め、その保全・活用に努めていく必要があります。

(4) 重要な構成要素の滅失及びき損への対応

現在、重要な構成要素が滅失及びき損した場合、既存の各種法令ではその対応及び保護体制が十分ではないため、関係部署との連携を図りながら対応していく必要があります。

また、一定の整備方針を定めると同時に、現在作成中の「景観重要公共施設整備指針（案）」の活用や、整備活用委員会での指導を受けながら、修理修景を行う必要があります。

ここでは滅失及びき損の現状と、現時点で考え得る対応方法についてまとめます。

①滅失及びき損の現状

【自然災害】

久賀島は、大雨や台風等の大風による被害が多く、島内の文化的景観の重要構成要素は、それらを要因とした滅失・毀損の恐れにさらされています。

具体的には、大雨などによる土砂崩れや石積の崩壊等がありますが、それらに対する緊急性の高い事業の場合は、文化的景観の価値に配慮した対応が行われにくく、即効性の高い対応が図られている傾向があります。



大雨による斜面の崩落

【獣害】

隣接する奈留島においては島内で猪が増殖し、棚田の石積が崩壊するなどの被害が出ています。

久賀島においても猪の生息確認はされており、まだ大きな被害は出ていないものの、今後は石積の崩壊及び農業被害の発生が懸念されることから、事前の対策を図る必要があります。



猪被害による石積みの崩落（奈留島）

②滅失及びき損への対応

【自然災害】

土砂崩れや石積みの崩落が起こった際には緊急対応が必要ではあるものの、周辺の景観と調和しない材料等による整備を行うことは、文化的景観の価値を損なうことにつながります。

緊急時の整備にあたっては、P68「至急対応が必要な事業」で示す通り、まずは応急処置的な対応を図った上で、正式な整備に着手する必要があります。

正式な整備段階では、土地利用を尊重した整備を行う必要があります、現在作成中の景観重要公共施設整備指針（案）の活用や、整備活用委員会での指導を受けながら、修理修景を行う必要があります。



間知ブロックによる復旧



間知ブロックによって連続性を失った
石積景観

【獣害対策】

平成 25 年度に実施される猪の生息状況の調査結果を基に、優先的に対策が必要な箇所、対処方法について検討します。対処方法としては、わなを活用した捕獲対策、畑周りの草刈（猪の隠れ場所を無くす）、防護柵の設置が考えられます。防護柵は道路脇から見えないところに設置するなど、設置方法に一定のルールを設けます。

また、農家の高齢化や担い手不足に起因する耕作放棄地の増加も害獣の活動域増加になりかねないので、耕作放棄地解消に向けた取り組みも必要になります。

地域住民及び関係者に猪等の害獣に関する知識・被害防止技術が十分浸透していないという点では、専門家等と連携し研修会を開催するなど、害獣に強い集落を構築していく必要があります。

さらに、より効果的な対策を図るためには広域的な取り組みが必要であることから、奈留島や上五島町等との情報の共有化を行い、実効性の高い被害防止策を進める必要があります。

【その他】

建築物や工作物については管理者不在による老朽化が問題となっており、そのことを原因とした集落の荒廃による文化的景観の価値の損失に対して、金銭的、人的支援を含めあらゆる対応を検討する必要があります。

第4章 基本理念・方針

1. 保存計画における基本構想

「五島市久賀島の文化的景観 保存計画」において、「五島市久賀島の文化的景観整備活用計画 骨子（案）」として、基本構想および基本計画が以下の通り示されています。

○基本構想

『ツバキ林を中心とした自然景観と独特な集落景観を次世代に引き継ぐ』

— 文化的景観を生かした「まちづくり」 —

- ・ 地域文化の継承と創造
- ・ 文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大
- ・ 地域産業の振興

水田や牧野の景観を軸に発達してきた農漁村集落の姿を体感し、地域の文化を知ることができるようにするため、「地域文化の継承と創造」、「文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大」、「地域産業の振興」を軸に基本構想の検討を行う。

○基本計画

重要な構成要素として「集落」を挙げているように、本地域の文化的景観の価値は「集落の構造」にある。その構造を保全していくための整備計画と、それらを生かした活用計画の検討を行う。

①地域文化の継承と創造

文化的伝統の保存・継承・活用、市民の文化活動への支援、地域の文化に触れる機会の提供等が考えられる。

②文化的景観地域の視点を生かした整備と交流人口の拡大

農漁村景観を生かした、体験型・滞在型観光の推進について検討を行う。テーマに合ったメニューを充実させ、文化的景観を生かした周知啓発ルート（まち歩き型観光の擁立）の設定等が考えられるが、合わせて、地域におけるもてなし体制も充実させる必要がある。交流人口の対象は市外からの観光客のみではなく、周辺地域にすむ市民も対象にすべきであり、市民参加型イベント等を開催しながら周知啓発の取り組みを継続させる必要がある。

文化的景観地域の情報発信の強化、広域連携による活用の方策、文化的景観に配慮した整備等、地域と行政の連携も重要になってくる。

③地域産業の振興

地域産業の振興は、地域社会の基盤を安定させるために重要なことであるため、関係機関と連携を図りながら取り組みを進める。

2. 基本理念

久賀島の文化的景観は、自然、歴史、生活、生業、文化といった多くの要素が有機的に結びついて成り立っています。その価値は、次のように整理されています。

- ・ 自然環境に対し、人々が営む生業の影響を与えることにより、形成された自然的空間の価値
- ・ 離島という特殊な環境の中で、特異な地形を利用し築き上げてきた集落景観及び生業空間の価値

(「五島市久賀島の文化的景観 保存計画」より)

久賀島では、このような文化的景観の価値を維持しながら、持続可能な地域振興に結び付け、次の世代へも価値を継承して共有していく必要があります。

その基本理念を

『一歩一歩みんなで取り組んでいく久賀島のまちづくり
— 「生業・暮らし・交流」の風景づくり—』

と設定します。

久賀島の文化的景観の価値は、急速に失われてしまう恐れがあります。

特に、急激に進んだ人口流出は、地域振興やまちづくりにとって過疎化、少子・高齢化という厳しい結果を残してきました。

人口の激減や生活様式の変化による第一次産業の衰退や里山の荒廃は、ツバキ林を含む森林などの自然的空間にも影響を及ぼし、人の管理が行き届かなくなったツバキ林はツタカズラなどに覆われはじめています。

また、集落や生業空間においても空き家の増大などによる集落の荒廃、過疎化による継承者の減少から耕作放棄地が増大しています。

以上のような課題が山積みしており、個々の要素をどう守り伝えていくかという課題解決の施策とともに、久賀島全体の地域活性化をいかに講じていくかが重要で、しかも「待ったなし」の状況にあります。

本計画では、「久賀島景観まちづくり計画」や他計画を踏襲し作成した、「五島市久賀島の文化的景観 保存計画」にまとめられた基本的考え方を受けて、今後とも住民と行政がともに協働しながら、「生業・暮らし・交流」の向上を図り、結果として文化的景観を守ることを目指していきます。

3. 整備活用に向けての課題の整理

基本理念に基づき、これまでに実施したアンケート、ヒアリング、および、既存資料等から課題内容を整理した結果、「自然的景観の価値」、「生業的景観の価値」、「文化的景観の価値を表象する久賀島特有の風景」を維持していく上で、6つの主要課題がまとめられます。

(1) 自然的景観の価値を保全する上での課題

課題1 自然的景観の価値の保全と伝え方の工夫



ー過去の計画検討や島内外の意見からの視点ー

- ・人口減少や高齢化により、原生林をはじめ、所有者不在のツバキ林などは、住民だけでは管理ができない状況。かつてのように人の管理が行き届いた状態にしたい。
- ・現在行われているツバキ実採取は個人レベルであり、沿道や畑の防風林、個人所有の山林での採取が中心であるため、かつてのツバキ林が利用されておらず荒れている。
- ・椿実の採取、椿油の活用、椿林の維持管理方法の検討が必要。ツバキ実採取については、外部からも参加できる仕組みをつくる必要がある。
- ・ツバキに関して日本一の島らしい整備を行う必要がある。

(2) 生業的景観の価値を保全する上での課題

課題2 生業的景観の価値の保全と伝え方の工夫



ー過去の計画検討や島内外の意見からの視点ー

- ・人口減少、少子・高齢化が急速に進む中、農漁業で生計を立てる住民が少なくなり、これまで集落住民が担ってきた田畑の維持をはじめ、教会、道路、ツバキ林、海岸などの維持管理が困難な状況。
- ・人口減少、少子高齢化は深刻であり、島内の数十名の元気な人たちが農漁業で生計を立てている状態の中で、生業を維持し、今の久賀島の風景を残すことまで手が回らない。
- ・久賀島が重要文化財的景観に選定されたことは住民として誇り。若者がいない中で文化的景観を守っていくにはボランティアの協力や行政の力が必要。
- ・住んでいる人も来る人も、美しい久賀島を残していけるよう、意識を高める必要がある。
- ・住民だけではなく来訪者に対しても文化的景観に関する情報提供、周知が不足しており、その価値が十分に伝わっていない。

(3) 文化的景観の価値を表象する久賀島特有の風景を守る上での課題

課題3 生活の利便性と自然環境保全の両立



ー過去の計画検討や島内外の意見からの視点ー

- ・空き家の増大などで集落の荒廃が進み、後継者の減少から耕作放棄地の増大が進んでいる。集落内には、歴史的な石垣・防風垣・石積護岸が残されており、これらの維持・保存が問題。
- ・振興策としてのアイデアは多くあるものの、直面する問題（生活、雇用、交通状況等）の解決が進まなければ住民の理解を得られる状況ではない。
- ・今の久賀島の風景は残したいが、自分たちではどうすることもできないという住民の思いと、環境維持の困難さを理解し、費用負担等の意志を持つ来訪者の思いをつなぐ必要がある。

課題4 住民の仕事や収入の拡大につながる地域振興



ー過去の計画検討や島内外の意見からの視点ー

- ・住民の生活が第一、みんな生きていくために必死。仕事が増えて島が活性化するのが一番。島の観光活用においては、島内に雇用を生むしくみをつくるのが前提。
- ・地域振興の基礎となる、住民やU I ターン者の就業の場の確保、安定した収入が得られる産業の育成は、島の暮らしや生業を存続するために重要。
- ・久賀ブランドの農水産物の素晴らしさを島外に対してアピールし、久賀島の良さを多くの人に知ってほしい。

課題5 まちづくりへの参画や主体意識の向上



ー過去の計画検討や島内外の意見からの視点ー

- ・久賀島は、自然豊かで美しく、誇ることができる歴史や文化もある。若い人が地域の先輩に学び、地域おこしをするような活力が必要。
- ・人口減少が続く中で、どのようにして久賀島を守っていけるのかが不安。
- ・連携と役割分担を明確にする必要がある。関係課同士、住民と行政、市と県、集落間など出来る限り多くの連携をしながら、事業を進めて行くことが重要。

課題6 景観や文化遺産等をテーマとした交流（観光）の推進



ー過去の計画検討や島内外の意見からの視点ー

- ・久賀島の自然的空間や生業的空間、歴史がはぐくんだ文化遺産をテーマとしたメニューを提供し、活動を共にしてくれる久賀島ファン（協力者）づくりや島外からの支援の仕組みづくりを行う必要がある。
- ・自慢できるものばかりある島の良さをいかし、皆で協力し、守り、活用していきたい。
- ・島内移動の手段や、道の草刈り、島内の美化、来訪者の意識啓発など、ソフト面、ハード面共に整備が必要。

4. 基本方針

「久賀島で暮らすこととその風景に誇りを持ち、「生業・暮らし・交流」を向上させることによって少しずつ利益を受け、結果として文化的景観が守られるようになっている」

これをまちづくりの将来像として、以下のように、4つの基本方針を設定します。

(1) 人づくり・協働

島の人口が減少傾向にある中では、特に、地域が連帯感を持つことが大切です。まずは、住民の協力を集め、住民が地域づくりに自主的に取り組み、地域の一体感を持つことができるような地域コミュニティづくりを目指します。

また、住民だけで取組むことが難しいことについては、活動人口となりえる島外の人の力を集め、更には島のコミュニティの中に入れてもらえるような仕組みを検討します。

(2) なりわいからの仕事づくり

久賀島にはツバキ実の採取や米づくりをはじめとして、島を取り巻く豊かな自然環境の中で継続されてきた地域の生業があります。

手仕事で生み出したからこそその価値を久賀島ブランドとして捉えるとともに、今後の新たな仕事を生み出し、雇用の創出や定住施策へと結び付けていきます。

(3) さりげない利便性

車が離合しやすい、最低限の案内サインが整備されているなど、住民や来訪者にとっての利便性を高めるとともに、災害復旧時などは文化的景観の価値を損ねない整備を行います。

(4) 景観の価値を伝える

久賀島には、豊かな自然環境、祈りの風景、ツバキ林や棚田などの手入れの行きとどいた生業の空間など、見る人を魅了するものがあります。

その景観の価値を、住民だけではなく、訪れる人にも伝えるため、久賀島を「知り」「めぐり」「感じて」もらうための仕掛けを、それぞれの取組みを連動させながら企画・実践していきます。

基本理念

一歩一歩みんなで取り組んでいく久賀島のまちづくり

—「生業・暮らし・交流」の風景づくり—

- ・久賀島の特性をいかした地域産業の振興
- ・景観資源を生かした整備と交流活動の活性化
- ・固有の文化の継承と地域結束力（協働意識）の強化

- 価値を守り伝える—
- ・重要文化的景観地域の調査研究
 - ・ツバキ林、棚田等の集落の価値について
 - ・景観保全を実現させるための景観

- 価値を高め活かす—
- ・文化観光（ツーリズム）の推進
 - ・生業維持、創意工夫による付加価値化
 - ・外部の人材や技術資本の導入

基本方針

人づくり
・協働

なりわいからの
仕事づくり

さりげない
利便性

景観の価値を
伝える

第5章 重要文化的景観の整備活用施策

1. 整備活用に関する考え方

第4章において設定した基本理念と基本方針を受けて、「五島市久賀島の文化的景観」としての整備活用は、次のような考え方により展開し、久賀島の皆さんが主体的に一步一步取り組んでいけるよう、組み立てていきます。

まず、少子高齢化と人口減少の厳しい状況を踏まえて、久賀島に暮らす人々の生活と生業が維持され、少しずつでも向上していくような有効な手立てとして、「文化的景観の整備活用」が役立つことを、住民の共通認識として理解が定着することが前提となります。

これについては、話し合いや研修を進めると同時に、一方では試行的な実践を繰り返し行い、小さな達成を積み重ねていく中で、理解が深まり、意欲が高まっていくように進めます。その中核となる運営組織として「久賀島 地域座談会」(※)を発足させ、実践の中核組織へと発展するよう、行政の支援と当該の組織や個人の協力を巻き込みながら「人づくり」に結び付けて、ソフト面とハード面の両方への展開を図っていきます。

次に、重要文化的景観として、「自然的空間と集落及び生活・生業的空間を体感し、地域の文化を知ることが出来ること」と、久賀島の特産品の付加価値とが結びついていて、住民にとっても来訪者にとってもその「つながり」が分かりやすいことが重要です。

例えば、海の幸、里の幸、山の幸それぞれに一品目に絞るなど、久賀島の特異性をアピールする取組みとして地域産業の育成を図っていきます。

文化的景観の価値を守り伝えることと、島内の生活や交通・観光などの利便性向上とが相反するものとならないよう、きめの細かい工夫や調整が図られなければなりません。

特に公共の工事を伴う事業は、景観への影響も大きいことから、丁寧かつ速やかな協議と調整とが欠かせません。また、防災や災害復旧などの事態も想定しながら、より効果的で文化的景観の価値を高め活かす取組みとなるよう進めていきます。

さらに、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界文化遺産登録の動きや、五島列島の3地域合同による「長崎県広域景観事業」の取り組みなどの動きに合わせて、広域の連携策とも連動しながら、できるだけ長期的な見通しの中で文化的景観の整備活用を図っていきます。

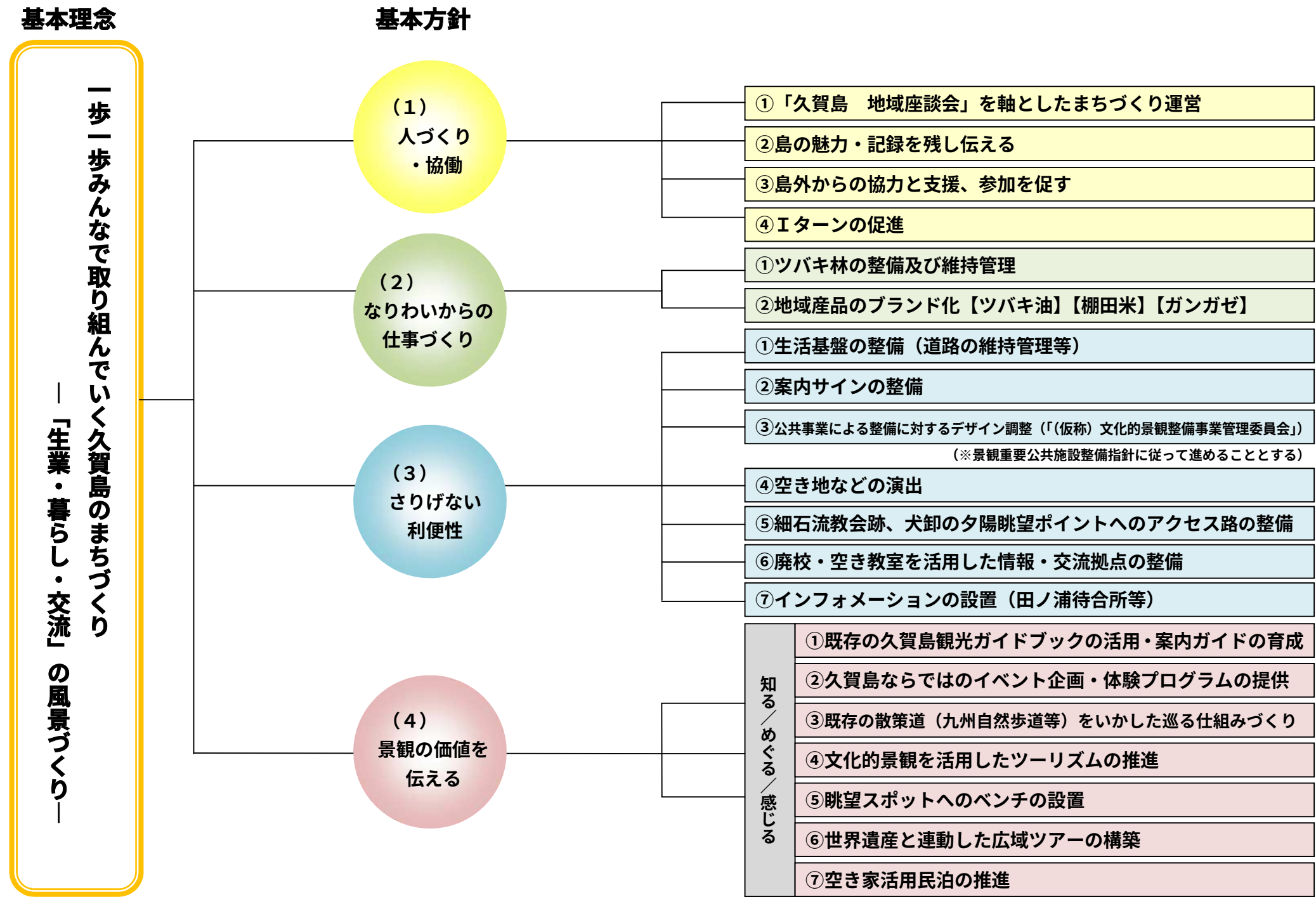
(※)「久賀島 地域座談会」について

この久賀島地域座談会は、“全く新たな組織”としてこだわる必要はありません。既存の久賀島地区地域福祉協議会の場合などにおいて、文化的景観をいかした取り組みについての協議を行う場や機会があれば、それを地域座談会と位置づけていく方法がより現実的です。

2. 整備活用策の展開

本計画においては、整備活用の方策をゼロからスタートするのではなく、保存計画における整備活用に関する考え方を基本に、既存調査結果や関係課・地元関係者ヒアリング、関連アンケート等で得られた情報、久賀島に関する既存の取り組み施策等を検討の基礎的な資料とします。

また、整備活用の方策については、久賀島景観まちづくり計画の内容との整合を図りながら計画することとします。



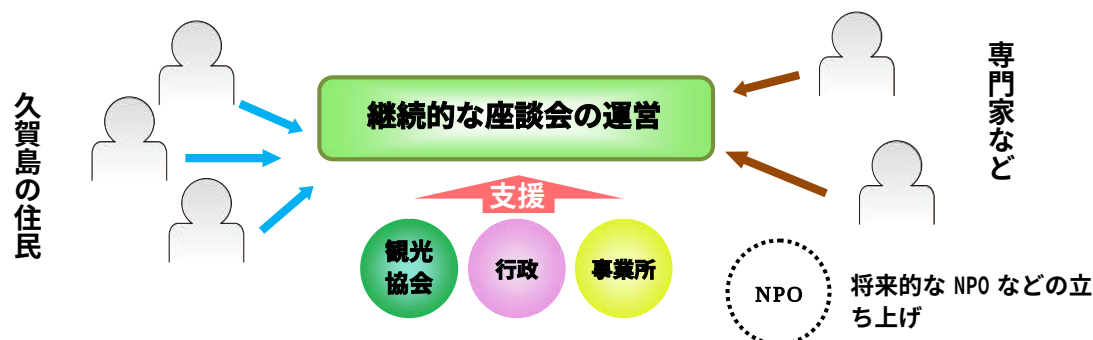
(1)『人づくり・協働』に向けて

今住んでいる住民の協力を集め、島外の人々の力も活用します。来訪者にも島のコミュニティーのつながりの中に入れてもらえるような仕組みを検討します。

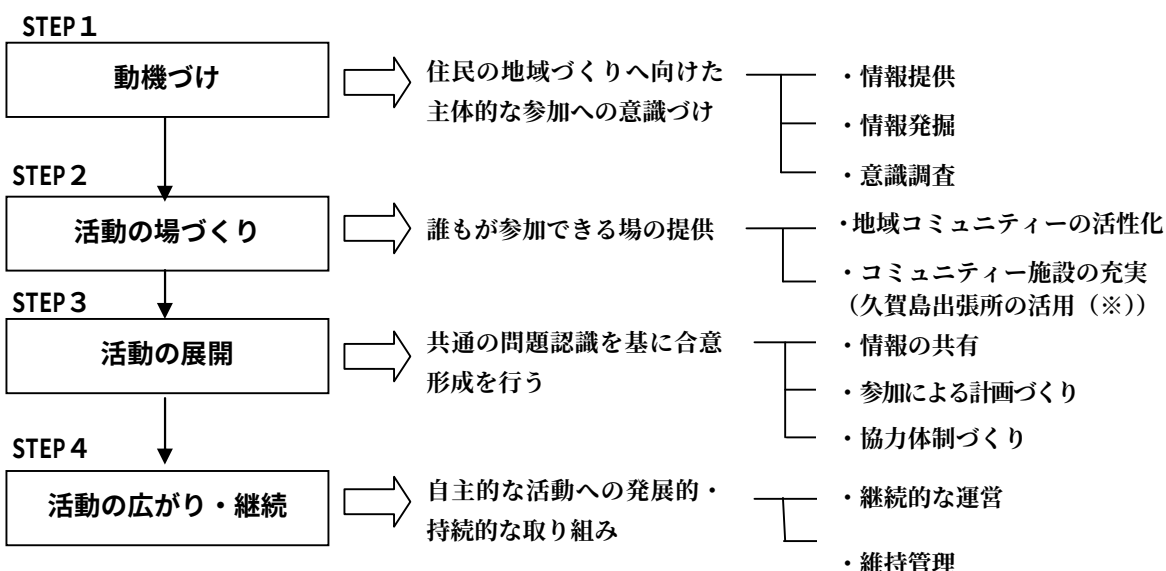
①「久賀島 地域座談会」を軸としたまちづくり運営

住民が継続的に参加できる話し合いの場を確保し、住民、行政、専門家が考えることなどを共有し、官民協働の取り組みにつなげるようにします。

- ・様々な立場の人が関わることで継続的な座談会を立ち上げ、運営していきます。
- ・運営においては、「ツバキ」「棚田」「水産品」「イベント」などのテーマごとの部会を立ち上げることで、より具体的な活動ができるようになります。
- ・その中で、将来的にはまちづくりを専門とする NPO などの立ち上げをめざし、日々の情報発信や企画運営が実践できるようにしていきます。



■地域座談会の継続的な運営に向けては、以下のような流れで取り組みます。



(※) 活動の場づくりにおける久賀島出張所の活用

地域座談会の継続的な運営に向けては、できるだけ多くの人々が参加できる場所である久賀島出張所を活動の拠点として活用します。また、出張所にはそれと合わせてインフォメーションとしての機能（(3)－⑦参照）も持たせることで、官民協働によるまちづくりの拠点へと発展させる必要があります。

②島の魅力・記録を残し伝える

過疎化、少子・高齢化により地域の伝統行事や祭り、受け継がれてきた技術、生活の風景が失われつつある中で、四季の風景や住民の暮らしを記録映像（記録映画）として残し、島の記憶の継承に取り組みます。

記録映像制作にあたっては、文化的景観の価値をストーリーにし、それを感じることでできる場所をピックアップしていきます

【記録映像（記録映画）作成の例】

- ・まずは、記録映像の作成に向けて、久賀島の生活や風景の中で後世に伝えていきたいものを、住民で話し合います。作成にあたっては、後述のストーリーづくりを絡めながら進めます。
- ・映像には、島の生活や歴史などに関する住民の生の声を集め、久賀島の風景の中で息づく暮らしの様子が分かる内容とします。
- ・資金については企業、団体等からの協賛を募ります。
- ・撮影については映像を専門とする大学等の協力を得ることが考えられます。
- ・完成後は島内、五島市内、長崎県内というように、できるだけ広範での上映を目指します。
- ・記録映像の作成によって、島の記憶の継承が図られるとともに、住民にとってはあらためて島の風景や暮らしを見直すきっかけに、島外者には久賀島に興味をもってもらうきっかけづくりになることが期待できます。



久賀島の継承していきたい風景

○参考事例：福岡県八女福島地区/町並み保存の記録映画

i) 取組みの経緯

人口減少に伴う町屋の老朽化や取り壊しが問題になっていたときに、保存運動に奔走した人たちの人間模様を通じて、古い町並みに息づく心豊かな生活を表現したいという思いから、記録映画に取り組む。

ii) 内容

- ・歴史、伝統の大切さ、蓄積された匠の技、知恵
- ・町並み保存活動をしている人々の人間模様
- ・町屋保存の厳しい現実、保存への強い意志

iii) 製作費

- ・各種団体、企業、個人からの協賛



【ストーリーづくり】

- ・久賀島のこれまでの営みを示すストーリーやエピソードを、現在残っている文化的資源や記憶から住民とともに作り上げ、まちづくりのよりどころ、今後継承していきたいコト・モノの共有を図り、実際の取り組みへとつなげます。



天草市崎津のストーリー、エピソードの例

○久賀島の演出エピソードの例

—久賀湾ののどかさは「島の時間」の流れ—

Uの字型をした久賀島。荒々しい外海に面した側は、急傾斜の森や断崖。逆に内側は全く穏やかな環境がひろがっています。

都市の環境とは正反対の風景がひろがる島。

のどか、おだやか、なごやか、ゆるやか…など。

久賀島にしか流れていない「島の時間」のことを、あなたはどのように表現しますか。

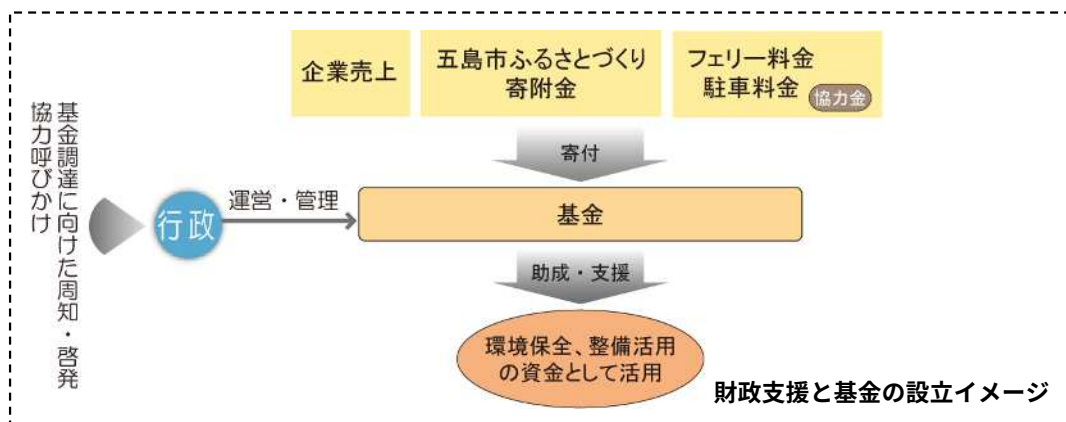
証 拠	・遠浅の内海を囲む緩やかな地形 ・棚田越しに眺める久賀湾 ・陽だまりの柔らかさ ・そよ風の動きも映る湾の水面
--------	---

③島外からの協力と支援、参加を促す

久賀島を訪れる人々や関わりのある島外の人々の力を借りながら、景観や環境を守り続ける体制や仕組みを構築していきます。

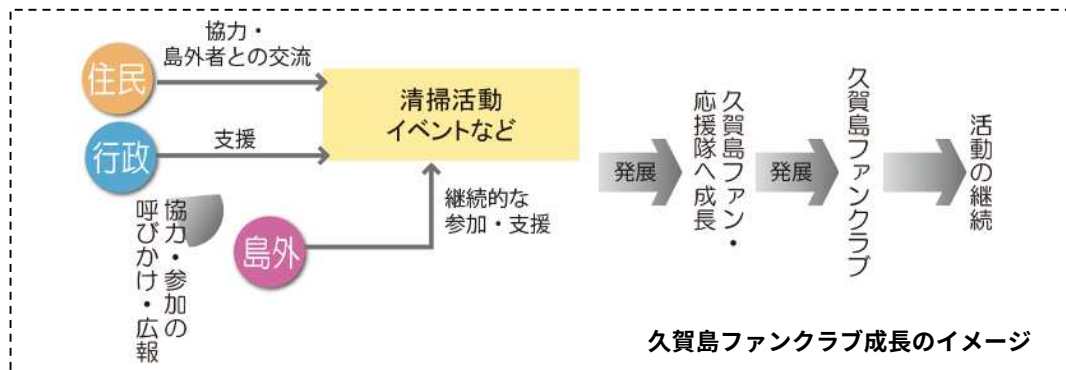
【財政支援と基金の設立】

- ・ 文化的景観の価値や環境の保全および整備活用に向けては活動資金の確保が必要です。
- ・ 資金確保に向けて、五島市ふるさとづくり寄附金の活用や基金の設立など、島外からの支援の仕組みをつくりだしていきます。
- ・ また、フェリー代や駐車料金などの一部に協力金を組み込み、継続的な支援を得られる仕組みづくりを検討していきます。



【久賀島ファンクラブ設立】

- ・ 海岸清掃やツバキ林の手入れ、イベントの準備などの際に、島外からの協力を得る仕組みを検討します。
- ・ 島外からの継続した関わりによって、通りすがりの観光客から久賀島ファン・久賀島応援隊への変化が期待できます。
- ・ 将来的には、久賀島ファンや応援隊による久賀島ファンクラブの設立を目指します。
- ・ これらの支援がわかりやすく島外の人々に伝わるよう、インターネットによる広報活動を連動させていきます。



【企業との連携】

- ・現在、飲料メーカーとの連携による海岸環境保全や、上五島町では化粧品メーカーとの連携によるツバキの植林・保全活動などが行われています。
- ・それらの活動のように、企業との連携による保全活動を拡充するとともに、商品売り上げの一部を文化的景観の保全活動に活用できる仕組みづくりに取り組みます。



売り上げの一部を環境保全に活用



企業との連携のイメージ

【インターネットの有効活用】

- ・島外のひとびとの「訪れてみたい」、「参加してみたい」を効果的に引き出すイベントをインターネットの有効活用により実施することを検討します。
- ・現在国内でも最大級のSNSサイトとなっているフェイスブックやツイッターを活用し、気軽に参加・PRできる仕組みのイベントを開催します。
- ・例えば写真コンテストを行う場合、島を訪れ、インターネットを活用して参加すると、その後も島外の人々とのゆるやかなつながりが継続されます。



南島原市：撮ってくれね南島原コンテスト

④Ｉターンの促進

交流人口および活動人口を定住人口の増加へと結びつけられるよう、行政支援などを含めた施策を進めていきます。

【Ｉターン促進の方法】

- ・Ｉターン促進事業の進んだ事例を研修会や視察にて学んでいきます。
- ・まずは訪れるきっかけとなる魅力の情報発信や、イベント・体験を継続していきます。
- ・島外への空き家情報を提供する仕組みをつくります。(行政窓口、インターネットの活用)
- ・定住者が受け入れられる雇用を久賀島のなりわいの中でつくっていきます。
(漁業や農業の就労支援など)
- ・地域でＩターンを促進する雰囲気づくりを行っていきます。



五島市赤島の事例



隠岐島海士町の事例

【小中学校の維持・存続】

- ・島のまちづくりにおいては、子供の数を維持または減少率を緩やかにし、小中学校を維持・存続させることが重要です。
- ・そのためには、子供の人数の目標値を設定し、その目標値を達成できるよう親子連れの受け入れを検討します。
- ・それにあたっては、空き家の改修等をおこない居住空間を提供する必要があります。
- ・島内の子供の人数については、モニタリングの中で、幼児及び小中学生数の把握を行うこととします。

(2)『なりわいからの仕事づくり』に向けて

島を取り巻く豊かな自然環境の中で継続されてきた、独自の営みをいかして、今後の新たな仕事を生み出し、雇用の創出や定住施策と結び付けていきます。

①ツバキ林の整備及び維持管理

まずは、ツバキ林の定期的な維持管理の仕組みを整えた上で、ツバキ実採取等のツバキを活用した取り組みへとつなげます。

市が策定している「五島市つばき振興計画」の基本方針においても「観光への活用」が謳われており、こうした関連計画との整合性を図りながら活用推進に取り組むこととします。

【ツバキ林、ツバキ樹の手入れ】

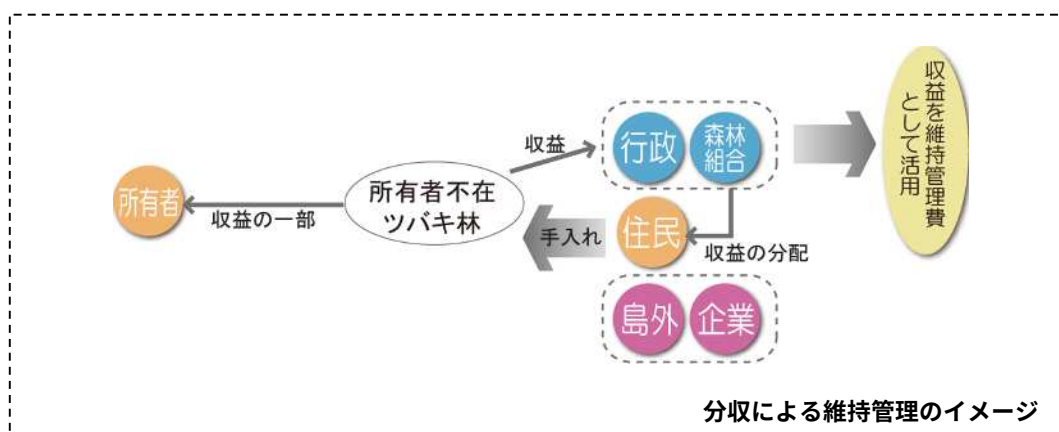
- ・現在は、ツタカズラなどの蔓植物や雑草に覆われたツバキ林が目立つため、まずは、ツバキ林の十分な維持管理を行うための仕組みづくりが必要です。
- ・ツバキ林の他に、沿道、所有者不在の箇所についても定期的に手入れをする仕組みをつくります。
- ・手入れのために、軽トラック等が入れるアクセス道を整備します。
- ・仕組みづくりにあたっては、住民のボランティアに頼るだけでなく、行政からの正式な委託によって、定期的に行うこととします。
- ・整備および管理方法については、ツバキ林、集落内、植樹地等の生育するそれぞれの場所に応じた方法を明確にします。
- ・住民は、まずは、敷地内、居所近くの道路沿い、畑のツバキの手入れから取り掛かります。



維持管理されたツバキ林

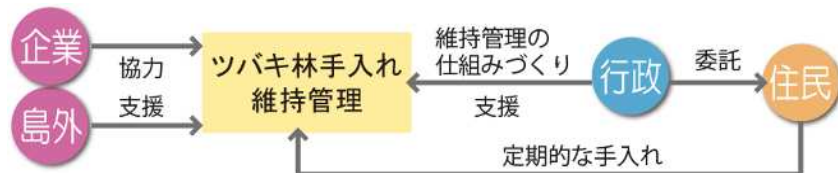
【所有者不在のツバキ林の維持管理】

- ・所有者不在のツバキ林は、市や森林組合等と所有者との分収による維持管理を検討します。
- ・分収による収益は、ツバキ林の管理費や住民への委託費へと分配します。



【企業や島外者との連携による維持管理】

- ・手入れや整備、維持管理については、上五島での化粧品メーカーのボランティアによる椿の植林・保全活動のように、企業の協力を得る方策を検討します。
- ・ツバキ林の手入れをイベントの一環として行い、島外からの協力を呼びかけることで、手入れにかかる人員の確保を図ります。
- ・一過性のイベントとして実施するのではなく、継続した取り組みにすることで、物見遊山の観光客ではない、久賀島を支援する「久賀島ファン」づくりにつなげ、定期的な維持管理体制の構築を図ります。



手入れ、維持管理体制の構築イメージ

【体験プログラム等への活用】

- ・ツバキ林等の活用にあたっては、ツバキ林、集落内、植樹地等の生育する場所によって、来訪者の体験に使う、観光スポットとして活用する、などの使い分けを行います。
- ・観光客や帰省客を対象としたツバキオーナー制度の創設を検討します。

②地域産品のブランド化【ツバキ油】【棚田米】【ガンガゼ】

久賀島にはツバキ油や棚田米をはじめとした農水産品をはじめ、かんころ餅などの加工品まで含めると、魅力ある産品が多く揃っています。

まずは、「自分たちが育てた、作った」という思いを「久賀島産」として統一したブランドイメージで打ち出し、少しでも多くの消費者の目に触れる機会をつくります。

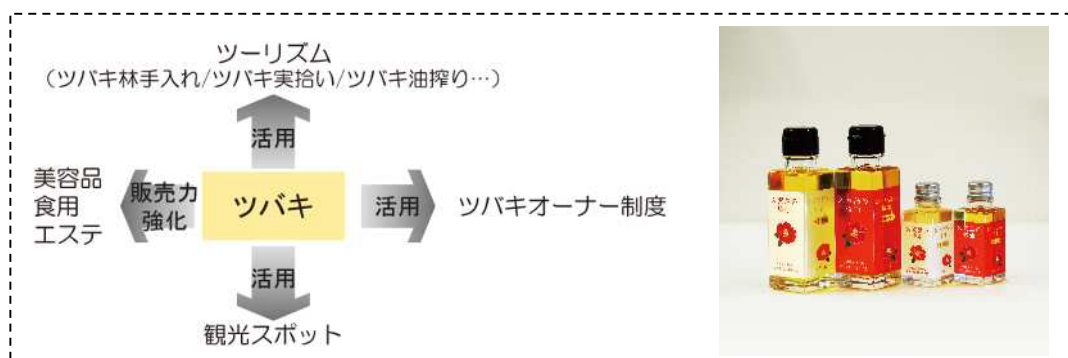
ーツバキー

【「久賀島のツバキ油」としてのブランド力強化】

- ・現在、久賀島で取れたツバキ実を原料としたツバキ油は、島外で搾油を行い「五島のツバキ油」として販売されています。
- ・しかし、久賀島ではツバキ原始林をはじめ、集落近傍、道沿い、防風林とあらゆる場所でツバキを見ることができ、「ツバキの島 久賀島のツバキ油」としてのブランド化に期待ができます。
- ・まずは、ツーリズムの中で、ツバキ林の手入れ、ツバキの実拾い、油絞り等を体験メニューに取組みながら、「久賀島のツバキ油」の認知度向上に取り組む、将来的には「久賀島のツバキ油」としての販売を目指します。
- ・整髪等の美容品としてだけでなく、食用としての利用、エステなどへの利用を促進することで、多方向におけるブランド力を強化し、販路拡大へとつなげます。
- ・「久賀島のツバキ油」としての販売力が向上することによって、ツバキ林の維持管理等にもつながることができるようになります。



島内でのツバキ実採取の様子



—久賀米—

【「久賀米」としてのブランド化】

- ・現在、久賀島産の米は市内各地の米と混ざり、五島市産の米として販売されています。
- ・しかし、久賀島の米は島内外から高い評価を得ているため、久賀島産の米を「久賀米」として販売します。
- ・「重要文化的景観の島で取れた米、世界遺産の島で取れた米」として販売することで、付加価値を生み出すことができます。
- ・「久賀」というお祝いをイメージさせる地名や、ハート形の島の形にちなみ、「お祝い、めでたい」というイメージによる展開も考えられます。

【「久賀米」の認定】

- ・「久賀米」としてのブランド力を維持するためには、一定の品質を保つことが重要です。
- ・そのためには、一定の基準を設定し「久賀米」として認定を行う必要があります。基準の設定及び認定においては、行政が支援しながら地域と共同で検討することとします。

【認知度向上に向けて】

- ・「久賀米」専用のパッケージを作成し、独自性を強化します。
- ・パッケージの作成にあたっては、関係する集落の住民でアイデアを出し合います。
- ・田植えや収穫、ウォーキングイベントなどを絡めながら、認知度向上とファンづくりにも取り組みます。



【参考事例：長崎県平戸市（重要文化的景観選定地区）/棚田米のパッケージデザイン等】

i) 取り組み内容

重要文化的景観選定地区内にある棚田でとれる米のブランド化の一端として、米袋のパッケージデザインを地域で検討し、重要文化的景観地区で取れた米として販売。また、重要文化的景観選定記念として、棚田ウォークと海上クルーズを実施し、参加者との交流を行うとともに地元産品の食事を提供。



地域でのデザイン検討の様子



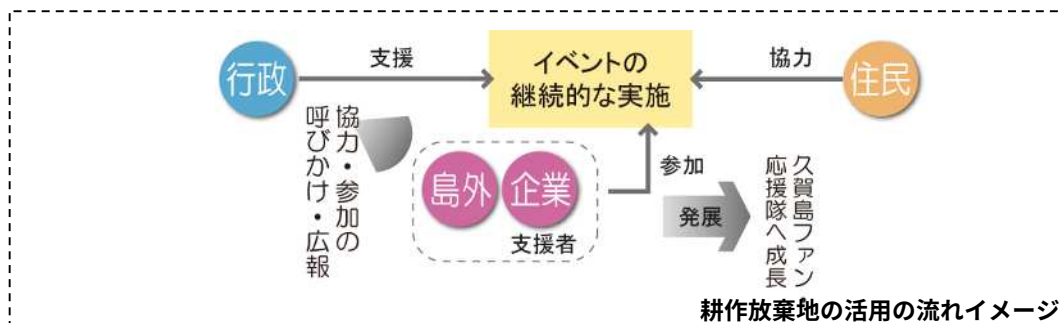
実際に販売しているお米のパッケージ

【販売方法】

- ・米は重量感があり、持ち帰りにくいこと、各地の美味しいお米を取り寄せるインターネットサイトがあることから、インターネットを活用した販売が考えられます。
- ・また、他の地元産品と合わせて、産品の詰め合わせ「ひさかぼこ（仮）」として販売することも考えられます。
- ・田植えや収穫、ウォーキングイベント等の際に対面販売を行います。

【耕作放棄地の活用】

- ・景観保全や今後の販売力強化に向けては、耕作放棄地の活用を検討する必要があります。
- ・耕作放棄地の活用にあたっては、田植えや収穫イベント、ウォーキングイベント等を実施し、島外の協力を得るシステムを構築する必要があります。
- ・これらのイベントを通じて、久賀島ファンをつくり、持続的な維持管理のシステムづくりへとつなげます。



【集落営農】

- ・高齢化が進む中、農作業の負担軽減、耕作放棄地の活用、久賀米のブランド化等においては集落営農のような協力体制を検討する必要があります。

(3)『さりげない利便性』に向けて

最低限の整備に取り組むことで、住民や来訪者にとっての利便性を高めるとともに、文化的景観の価値を損ねない修理、修景を行います。

①生活基盤の整備（道路の維持管理等）

生活基盤の整備は住民が島で安心して暮らし続けていくために大切なことであり、来訪者の島の巡りやすさや安全性、快適性などのイメージにもつながってくる重要な要素です。

【道路の維持管理】

- ・まずは、住民の生活上整備が必要な箇所と、観光ルートとして整備が必要な箇所の再確認を行います。（蔵〜五輪の道路等）
- ・行政が住民へ草刈を委託する仕組みを確立し、年間を通して美観や安全性を保つことができるよう、定期的な草刈の頻度を確保します。
- ・草刈と合わせて、住民が率先して美化活動を行える意識づけ、雰囲気づくりを行います。



道路幅が狭く年数回の除草作業が必要

※し尿処理

- ・生活基盤整備としては、し尿処理施設についても住民からの意見や要望が多く挙がっており、計画的に対応していく必要があります。
- ・まずは平成25年度に運搬用の船を造船し、段階的に対応していくこととしています。

②案内サインの整備

久賀島を巡るためにわかりやすい案内サインを整備します。その際は、ツアーガイドなどの取り組みと連動しながら、「ガイドが説明しやすい」サインシステムを検討し、島内にて統一的なデザインにて設置します。

- ・重要文化的景観としての「名称サイン」や「総合案内サイン」、地区内を分かりやすく巡らせる分岐点における「誘導サイン」、・歴史的、文化的資源に対する、「記名・解説サイン」の整備を行います。
- ・既存の集落の入り口のサインのデザインを踏襲したサインを設置します。
- ・現在、大櫓の案内サインは連動したマップ作成を検討しています。そのように、来訪者の歩きやすさとともに、住民にとっても説明しやすくなる材料を揃えることは大切です。（既存のサインやソフトの取り組みと連動を行います。）



既存の集落のサイン



大櫓の案内サイン



旧五輪教会堂への案内サイン

③公共事業による整備に対するデザイン調整（「(仮称) 文化的景観整備事業管理委員会」）

選定範囲内で行われる文化的景観の価値に大きな影響を及ぼす公共事業については、景観重要公共施設整備指針に従ったデザイン調整を行います。

- ・島内で実施される公共事業（道路、河川、橋梁、漁港等）を管理する体制として、(仮称) 文化的景観整備事業管理委員会を設置します。
- ・(仮称) 文化的景観整備事業管理委員会は、重要文化的景観担当部局、事業担当課、建設課に加え、五島振興局内の関係課、専門家、住民代表などで構成します。
- ・文化的景観地区における整備の基本方針は、「景観の維持・保全を基本としながら、文化的景観としての価値を損なわない整備を行う」、「文化的景観を軸とした地域づくりに資する整備を行う」「地域住民や専門家と積極的に協議し、地域住民の十分な参加と理解を得ながら整備を行う。」としています。



猪ノ木川

④空き地などの演出

島内を巡る際のアイストップや休憩スポットとして想定できる個所の空き地について、緑化修景やまちかどの演出を行います。

- ・沿道の小スペースや空地における草花による修景、場所に応じたベンチ等の休憩設備の整備を行います。
(※修景の際は、久賀島の特性に合った樹種を用いるものとします。ツバキ等)



ツバキ等の積極的な活用

⑤細石流教会跡、犬卸の夕陽眺望ポイントへのアクセス路の整備

島内における夕日の美しい眺望ポイントへ安全にアクセスできる整備を行います。

- ・ 険しい山道やがけ崩れ箇所など、安全に歩くための整備および維持管理を行います。
- ・ また、安心してアクセスできるよう、サインの必要個所の検討・設置を行います。
- ・ 文化的景観の価値を損なわないよう十分配慮し、慎重な現状変更、最小限の整備とします。
- ・ 細石流教会跡へのアクセス路整備に合わせ、細石流地区へのトイレの設置を検討します。



散策道の整備例（五輪への道）



犬卸の夕陽眺望ポイント

⑥廃校・空き教室を活用した情報・交流拠点の整備

使われなくなった小中学校や使われていない空き教室が久賀島の持続的なまちづくりの拠点となるよう、情報発信や交流の場としての活用を検討します。

【活用例】

- ・ 小・中学校跡地の校舎や体育館における、交流施設や宿泊施設としての活用を検討します。
- ・ 小・中学校跡地グラウンドにおける、憩いの広場としての活用を検討します。



体育館をビジターセンターとして活用（大分県佐伯市）



内部の活用イメージ

- ・ 久賀島の持続において、子どもたちの保育や学習の場の充実は重要です。
- ・ 保育所単体としての維持存続が困難な場合は、小中学校の空き教室等を有効活用することも考えられます。
- ・ 廃校活用については、廃校になった時点で活用方法を検討するのではなく、空き教室を活用しながら転用のイメージを持つことが大切です。転用に当たっては、整備活用委員会の指導を受けながら活用していく必要があります。



空き教室を保育園として活用



小学校と保育園の看板が上がる外観

⑦インフォメーションの設置（田ノ浦待合所等）

島を訪れた観光客が島内を見て回るときの動きをサポートするための情報基盤の充実を図ります。またインフォメーションでは観光客に島の多様な景観とその背景にある歴史や暮らしを感じてもらえるような情報発信を行います。

- ・新たに施設を作るのではなく、既存の施設（田ノ浦待合所、久賀島出張所、旧蕨小学校）を活用します。
- ・インフォメーションでは、観光ガイドブックの配布などの観光案内を行い、さらに各インフォメーションによって異なる役割も持たせます。
- ・まずは田ノ浦インフォメーション（ハイシーズンやイベント時は有人）を設置します。
- ・レンタサイクルや体験プログラム、ガイドツアーを開始する際に、久賀インフォメーション（常時有人）や蕨インフォメーション（常時有人）を設置し、田ノ浦インフォメーションと連携した運営を行います。
- ・田ノ浦インフォメーションの整備にあたっては、その周辺も合わせた整備を行います。整備の際は景観重要公共施設整備指針に従ったデザイン調整を行います。（(3) -③参照）
- ・インフォメーションの管理や対応は、行政から住民への委託というかたちから始め、住民の仕事になるような仕組みづくりを行います。

■田ノ浦インフォメーション（田ノ浦待合所）

- ・観光ガイドブックの配布
- ・レンタサイクル

■久賀インフォメーション（久賀島出張所）

- ・観光ガイドブックの配布
- ・有人の観光窓口
- ・体験プログラムの窓口

■蕨インフォメーション（旧蕨小学校）

- ・観光ガイドブックの配布
- ・キリスト教の歴史の講習、観光マナーの案内
- ・五輪地区までの案内
- ・海上タクシーのターミナル



（久賀島景観まちづくり計画より抜粋）

(4)『景観の価値を伝える』に向けて

住民や観光客に久賀島の景観の価値を伝え「知り」「めぐり」「感じて」もらいます。

①既存の久賀島観光ガイドブックの活用・案内ガイドの育成

既存の観光ガイドブックがより島めぐりや島外への情報発信と連動するよう、現地案内ガイドの育成や案内板の整備、インターネットの活用および県内の行政や観光情報拠点との連携を図ります。

【ガイドブックの活用】

- ・既存のガイドブックにおける散策ルートの説明など分かりやすさの向上を図ります。
- ・インターネットや観光情報拠点において、ガイドブックの広域的な配布を行います。



久賀島観光ガイドブック



インターネットやポスターによる情報発信

【案内ガイドの育成】

- ・島の魅力を伝える案内ガイドの育成にむけて、定期的なガイドの研修会などによる案内の向上や情報の共有、おもてなしの心の育成を行います。
- ・ガイド合同講習会やアドバイザーを招いた研修会等による、育成プログラムをつくります。
- ・地域のみinnで案内できる島としての住民意識の啓発を行います。
- ・ガイド育成後はそれぞれが技術向上を図るとともに、ガイド組織の立ち上げに取り組みます。
- ・個人や組織のレベルアップによって、ボランティアガイドとしてではなく、ガイド料がもらえるガイドになることが重要です。



まちあるきガイド育成講座
(福岡市博多情緒巡り)



みちくさ案内人による路地めぐり
(杖立温泉)

②久賀島ならではのイベント企画・体験プログラムの提供

久賀島の豊かな自然からなる山や海の恵みをいかした、多様な演出ができるイベントを企画・実施していきます。

【イベント企画】

- ・海や山の恵みが味わえるイベントを行います。
(釣り船やカヌー、久賀湾めぐりを通した海の幸を味わえるイベント、貝採り、牡蠣打ちイベント、かんころもちづくりイベント、山菜採りツアー等)
- ・季節の歳時記に応じた新たなイベント等を企画・実施していきます。
- ・野園地区では住民が企画実施したイカ釣りイベントが実施されています。今後は他の地区でも地域の特徴を生かしたイベントを実施することで、来訪者に島全体を楽しんでもらうことが可能になります。



久賀湾めぐりやカヌー・釣り体験



かんころもちづくり体験（新上五島町の事例）

【体験プログラム】

- ・久賀島のなりわいそのものが魅力的な体験であることを認識し、新たなサービスとしての体験プログラムを開発・提供します。
- ・貝のアクセサリーづくりや干物づくりなど、漁業とつながる体験プログラムや、耕作放棄地を活用した農業体験プログラムを企画・実施していきます。
- ・体験プログラムを単独で行うのではなく、民泊や食の体験と連携しながら実施します。



漁業につながる干物づくり体験



耕作放棄地を活用した米づくり体験

③既存の散策道（九州自然歩道等）をいかした巡る仕組みづくり

上五島など周辺の島々や県内各地の九州自然歩道と連携し、相互にめぐってもらう仕組みをつくります。

- ・現在、九州自然歩道は案内板の少なさや、散策道の維持管理が適切に行われていないことから、利用しづらい状況にあります。
- ・春～秋の季節が良い時期を中心とした維持管理とともに、サインの必要個所を再検討し設置することで、歩行者が安心して歩ける環境をつくる必要があります。
- ・九州自然歩道毎の地域の魅力がわかるパンフレットの配布やインターネットによる情報発信を各種団体と連携して行い、その中での久賀島の魅力を伝えていきます。
- ・九州自然歩道を訪れた来訪者が、わかりやすく島内をめぐる見どころマップや散策ルート図について既存のガイドブックと連動していきます。



県レベルでの九州自然歩道マップの作成・PR



散策ルート図と連動した案内板の設置

④文化的景観を活用したツーリズムの推進

体験プログラムとガイドツアーを融合したツーリズムを実践します。ツーリズムの実践にあたっては、他の施策とも連動した案内板の設置やレンタサイクルの導入、及び、島内移動手段の充実等も検討します。レンタサイクル用の自転車は、田ノ浦インフォメーション（3）-⑦参照）でレンタルできるようにします。

【文化的景観ツーリズムの例】

- ・久賀島をより深く知ってもらうため、「久賀島文化合宿」と称し、各地区に残る伝統文化の体験や自然体験、文化的景観に関する視察の中で、各地区の住民と交流を行います。
- ・体験プログラムとガイドツアーを融合することで、お楽しみ体験に加え、島の歴史、風景を合わせて感じてもらうことができ、より深い久賀島ファンづくりが期待できます。
- ・合宿形式にすることで宿泊が伴い、島内でお金が回る仕組みがうまれます。
- ・民泊等が難しい場合は、空き校舎の活用も考えられます。
- ・コースは「久賀島景観まちづくり計画」の「久賀島の将来像」で示された「観光ルートの将来像」を基本とします。
- ・「観光ルートの将来像」に加え、「ツバキ」「教会」「歴史」「自然」などのテーマ毎の観光ルートを検討することで、“何度訪れても発見のある島”を目指します。
- ・ツーリズムの推進に合わせ、島内移動手段の充実を図ります。



体験プログラムと連動したガイドツアー
(奈留島の事例)



レンタサイクルのイメージ

【参考事例：石川県加賀市/文化合宿】

i) 取組みの内容

各地区に残る伝統文化の体験や歴史的景観地区見学などをしてしながら各地区の方々と交流をしたり、調査・研究を行う。ボランティアガイド・学芸員・景観専門員・各地区の市民の方々の案内で、地域をより深く探求することができ、ひと味違った合宿・視察を楽しむことができる。

大学生、大学院生、海外留学生を対象にしたコースもあり、1週間～1か月自由に滞在できる。滞在場所は寺院、町屋、古民家などもあり寝袋持参としている。



文化合宿のパンフレット

⑤眺望スポットへのベンチの設置

島には夕日や海への自然豊かな眺望点や、棚田や教会など島の営みがみえる眺望点などがあり、これらの視点場を活用した、場の整備やベンチの設置を行います。

- ・眺望スポット毎に、のんびり佇むことのできるベンチを設置します。
- ・視界を遮る樹木などの手入れや、必要に応じた最低限のデッキなどを整備します。



のんびりと佇みたくなる眺望スポット



田ノ浦湾の眺望ポイント

⑥世界遺産と連動した広域ツアーの構築

現在、長崎県で取り組んでいる世界遺産の取り組みに連動し、周辺の島々を含めて教会群を巡礼するツアーや、来訪者が教会群を学ぶことのできるガイドブックや案内板の整備、また構成資産を有する周辺自治体と連携した情報発信などを行っていきます。

- ・周辺の島々を含めた教会群を巡礼する広域的なツアーを、周辺自治体等と連携しながらつくっていきます。
- ・世界遺産を学ぶことのできるガイドブックや案内板の整備を行います。
(ただし、教会内やその周辺におけるマナーの来訪者や旅行会社への啓発を、観光協会等と連携して行う等、住民のこれまでの暮らしに支障がでないよう十分配慮します。)



巡礼地図



五島市教会巡りハンドブック

⑦空き家活用の推進

歴史的資源の古民家を活用する事で、島の歴史的・文化的背景を来訪者に感じさせる空間づくりを行います。

【古民家の活用】

i) 取組みの内容

久賀地区にある古民家藤原邸を改修し、「住民と来訪者の出会いのきっかけをつくる島の新たな交流拠点」として活用する。

ii) 期待される効果

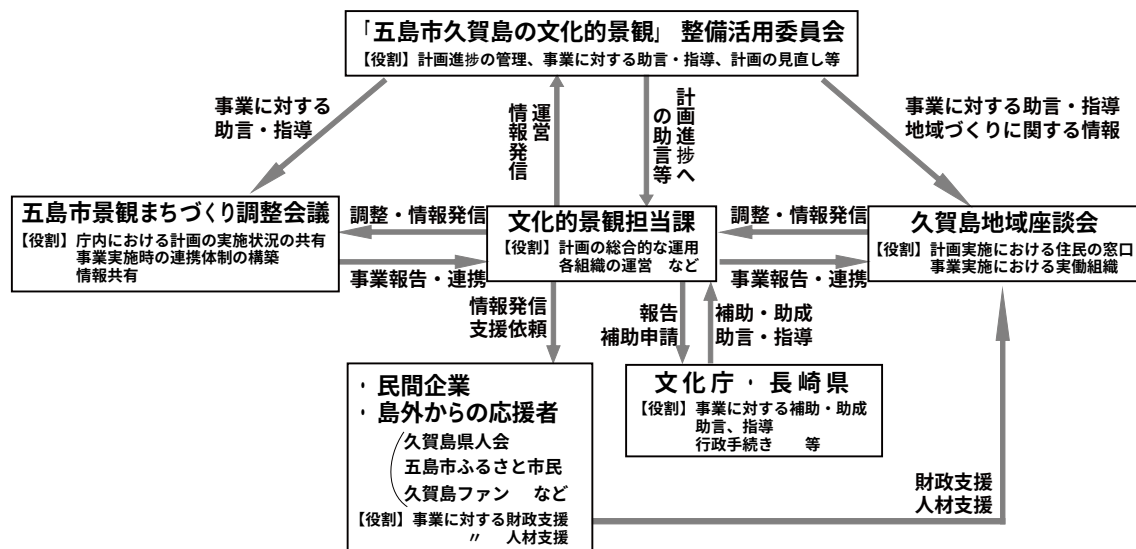
- ①休憩・喫茶機能
- ②特産品や住民のための簡単な物販機能
- ③久賀島や久賀地区の展示・ガイダンス機能



3. 事業の実施体制

事業の実施にあたっては、図に示す委員会の下に、市役所の各課と地元との関係の他、国や県などとも連携を取りながら行っています。そのためには、関係者間で十分に意見の交換を図り、協力し合いながら取り組む意識の醸成と体制づくりが必要となります。

事業実施体制図



①「五島市久賀島の文化的景観」整備活用委員会

学識経験者、専門家、地域住民等で構成し、主に計画の実施状況の管理や、計画内容の見直し、各事業に対する助言・指導を担います。委員の任期は2年となっており、状況に応じたメンバーの選定を行うことで、動態的な文化財の保全に対応します。

②五島市景観まちづくり調整会議

市役所内の関係各課及びワーキンググループにより構成し、定期的に開催する会議の中で、構成各課の取組状況の把握や事業に関する協議を行います。

③久賀島地域座談会

本計画を実施する上での住民組織として、久賀島地区町内会連合会、久賀島地区地域福祉協議会、久賀島地区公民館などの既存組織を基に、継続的な座談会を運営しながら、官民協働の取り組みへとつなげます。最初のうちは、文化的景観担当課が運営し、必要に応じ整備活用委員会の助言を仰ぎながら開催しますが、最終的には住民主導の地域づくり組織となることを目的とします。

④島外の応援者

各地の久賀島人会（久賀島出身者の集まり）や五島市ふるさと市民、久賀島ファンなど、島外に住んでいるが、久賀島を応援したい人は全国に大勢います。そのような人々が久賀島を金銭的・人材的に支援できる仕組みを作ります（例：久賀島製品の売上の一部を寄付、協力金・基金、景観維持活動イベントの実施など）。

4. 事業取り組みのステップ

事業の推進にあたっては、行政と住民が役割分担、および、協働しながら、STEP 1～STEP 3 までを段階的に取組んでいくこととします。（下記は着手時期を示しています）

	キックオフ		STEP 1（概ね1～2年以内の着手を想定）	STEP 2（概ね3～5年以内の着手を想定）	STEP 3（概ね6～10年以内の着手を想定）
久賀島で取組む	行政主体		(3) -③公共事業による整備に対するデザイン調整		
			【来訪者のための案内施設の整備】		
			(3) -②案内サインの整備	(3) -⑦インフォメーションの設置（田ノ浦待合所等）	(3) -⑥廃校・空き教室を活用した情報・交流拠点の整備
	官民協働		【道路の維持管理とアクセス路の整備】	(3) -⑤細石流教会跡、犬卸の夕陽眺望ポイントへのアクセス路の整備	
		地区懇談会の開催	(3) -①生活基盤の整備（道路の維持管理等）	(3) -④空き地などの演出	
			(1) -①「久賀島 地域座談会」 を軸としたまちづくり運営	(1) -②島の魅力・記録を残し伝える	
			(4) -①既存の久賀島観光ガイドブックの活用・案内ガイドの育成		
			(4) -②久賀島ならではのイベント企画・体験プログラムの提供		(4) -⑦空き家活用民泊の推進
			(2) -①ツバキ林の整備及び維持管理	【文化的景観を活かしたツーリズムの推進】	
			(2) -②地域産品のブランド化【ツバキ油】【棚田米】【ガンガゼ】	(4) -⑤眺望スポットへのベンチの設置	(4) -④文化的景観を活用したツーリズムの推進
取組む	市全体で		(1) -③島外からの協力と支援、参加を促す		(1) -④Ｉターンの促進
で取組む	県・広域			(4) -⑥世界遺産と連動した広域ツアーの構築 (4) -③既存の散策道（九州自然歩道等）をいかした巡る仕組みづくり	
来訪者の関わり	●通り過ぎるだけ ・教会等のスポットを目的とし、久賀島全体に目が向いていない。 ➡ ●「色々な場所に行ってみたいな」 ・ツバキや地域産品の魅力に触れる機会を持つことで、久賀島全体への興味が誘発される。 ➡ ●「行ってみたいな」から「何度も行きたいな」へ ・通りすがりの観光客から、“久賀島ファン”や“協力者”へ。 ➡ ●「久賀島ファン、サポーターとして関わりたい」 ・農地やツバキ林を利用した交流活動や、地域の祭りの手伝いなどにも参加。 ・家族や友人を連れてきてくれる。				

5. 財産的措置と実現性

本計画を推進していく上での、財産的措置については下記のとおりです。

「下五島地域の文化的景観」の保護推進に係る事業については、「国宝重要文化財等保存整備費補助金（文化庁）」や「指定文化財保存整備事業補助金（長崎県）」を活用して、取り組みます。また、文化的景観の活用については、地域づくりや景観維持に関する補助・助成により取り組みます。

また、地域住民が行う景観まちづくり活動に対しては、「景観まちづくり団体活動費補助金（五島市）」など、県や市の補助制度を用いて、住民の金銭的な負担を減らし、継続的に取り組んでいけるようにします。

さらに、出身者や久賀島ファンなどが、島外から金銭的な支援ができるような仕組みを検討する必要があります。（例：久賀島製品の販売促進、売り上げの一部を寄附、協力金の設定）

6. モニタリングと計画内容の見直し

(1) モニタリング

本計画において、文化的景観の価値の保全に影響を及ぼすものおよび事業の実施状況について、以下の観察指標を設定しました。

指標		周期	記録組織
社会状況	人口	毎年	五島市
	高齢化率	毎年	五島市
	産業別人口	毎年	五島市
	幼児・小中学生数	毎年	五島市
計画の進捗状況	久賀島地域座談会の開催	毎年	整備活用委員会
	研修会・セミナーの実施	毎年	整備活用委員会
	基金の設立と活用	毎年	整備活用委員会
	住民による維持管理活動 (椿林、道路、海岸)	毎年	整備活用委員会
	空き家数	毎年	整備活用委員会
	修景状況	毎年	整備活用委員会
	ツバキ実の採取量	毎年	整備活用委員会
	ツバキ実収穫による所得の変化	毎年	整備活用委員会
	久賀米の販売状況	毎年	整備活用委員会
	農水産品のインターネット販売状況	毎年	整備活用委員会
	パンフレット・HPによる情報発信	毎年	整備活用委員会
	ガイドブックの配布状況	毎年	整備活用委員会
	観光入込客数	毎年	整備活用委員会
	定期船の利用状況	毎年	整備活用委員会
	行政、ボランティアとの連携	毎年	整備活用委員会
	文化的景観整備事業管理委員会（仮）の開催	毎年	整備活用委員会
構成要素の状況	現状変更数と内容	毎年	五島市
	整備（アクセスルート等）の進捗率	毎年	五島市
	ツバキ林のカズラ、下草撤去	毎年	五島市
	耕作放棄地面積数	3年	五島市
	椿分布状況	5年	五島市
	専門家による現地確認・指導会の開催	毎年	整備活用委員会
整備活用委員会	委員会の開催	毎年	整備活用委員会

(2) 計画内容の見直し

文化的景観の保全については、社会情勢や地域実情に合わせ、随時検討し直していく必要があります。よって、本計画の内容については定期的に見直しを行うこととします。

モニタリング項目ごとの見直しは基本的に毎年実施することとし、全体的な総括および見直しについては3年を目途として実施することとします。

また、計画内容の見直しにあたっては、整備活用委員会、庁内関係各課、住民それぞれの意見が反映できるようにします。

意見収集の方法については、整備活用委員会については委員会の定期開催、庁内関係各課の意見については庁内連絡会議等による意見交換、住民意見については住民協議会の開催やヒアリング、アンケート等による意見の収集を行います。

第6章 公共事業における文化的景観への配慮

1. 文化的景観の価値を保全・向上する整備のあり方

(1) 基本的な考え方

- ・事業を実施する上では、有形の価値だけでなく、自然・歴史・生業・場所が持つ意味などの無形の価値を考慮する必要があります。
- ・凍結保存型の文化財ではないため、事業により景観の変化が起こることは許容されます。ただ、この変化が文化的景観の価値を損なうものであってはなりません。
- ・公共事業の整備においては、現在内容検討を進めている「景観重要公共施設整備指針（案）」の考え方を参考にし、文化的景観からの視点を考慮しながら実施することとします。
- ・久賀島内の公共施設が「景観重要公共施設」に指定された後は、「景観重要公共施設整備指針」に沿って事業を実施します。

(2) 整備にあたって特に留意が必要な箇所

下記は、文化的景観の重要構成要素、世界遺産推進、島の玄関口ということで、特に整備に留意が必要な箇所です。（他の箇所における事業で留意が必要ないということではありません）

①ツバキ林及びアクセス道路

- ・ツバキ林へのアクセス道路の整備においては、ツバキ実採取や樹林の維持管理などのために求められる、住民の暮らしと生業維持に必要な整備にとどめます。
- ・整備による改変は、住民との協議により吟味した上で必要最小限とします。できるだけ離合箇所の確保や部分的な幅員の確保により対応します。
- ・特に、道路線形は、周辺の地形との関係に十分配慮し、道路際において盛土面や切土面が極力目立たないよう細部にまでこだわった「自然なすりつけ」を基本とします。

②五輪地区

- ・五輪地区には、世界遺産登録を目指す「旧五輪教会堂」が位置しており、教会堂だけでなく、周辺景観（バッファゾーン）についても、登録に向けた評価の対象となり、特に文化的景観に配慮が必要な地区です。
- ・世界遺産登録推進の取組により、旧五輪教会堂を訪れる人は、増加傾向にあります。陸路からアクセスする来訪者も増えてきており、蕨から五輪までのアクセス道についても、整備の必要が出てくる可能性があります。
- ・陸路から五輪地区へアクセスする道路については、住民にとっての使いやすさと景観的な配慮とを両立させる工夫や協議を丁寧に行い、整備を行っています。バッファゾーン内における整備事業は、このプロセスを踏襲して実施します。

【旧五輪教会堂前電柱移設の事例】



移設前

移設後

③田ノ浦港

- ・ 古くは遣唐使船も寄港していた歴史ある港で、現在も漁港とフェリーの発着する久賀島の玄関口です。
- ・ この田ノ浦の入り江を囲む山林は、大半が自然環境保全地域であり、その一角を占める亀河原椿林は西海国立公園地域でもあるなど、久賀島の中でも特に貴重な自然環境が展開しています。
- ・ 道路整備については、文化的景観の価値を損ねないよう住民の暮らしにとって必要な整備を住民との協議の上で最小限にとどめることとします。
- ・ 橋梁においては、周囲の自然景観との調和を図るため、過度なつくりや装飾は施さないようにします。
- ・ 田ノ浦漁港は、久賀島の伝統的な集落景観を構成する文化的景観の重要な構成要素です。護岸などは石積みをもととした整備を行うことを基本とします。
また、既存漁港施設のコンクリート構造物の改修等においては、できるだけコンクリートのハードなイメージが前面に出すぎないような工夫をします。

区域内公共事業実施フロー

事業実施の要望情報共有

3課のどこかに事業担当課から事業実施についての情報提供。窓口となった課は、他の2課に情報提供。

「重要文化的景観整備事業チェックシート」の作成

(重要構成要素への影響、歴史、場所性、生業等の観点から)

- 生涯学習課 -

文化財の観点から、事業対象地の文化的景観の価値について記入。

- 建設課 -

景観法の観点(景観条例)から、景観に対する影響について記入。

- 市長公室 -

2課の意見を踏まえ、事業の実施による文化的景観への影響、周辺の重要構成要素、事業実施における留意点、懸案事項などを市の方針(案)としてまとめる。

庁内連絡会議

整備活用委員会の指導・助言

3課+事業担当課と、文化的景観の価値に配慮した工法について協議し、影響力を判断し、振り分けを行う。

詳細な工法等の検討が必要

委員会で工法検討

- ・整備活用委員会内で3課+事業担当課と形状や配置等の基本的な考えた方の検討
- ・委員からは具体的な工法等の指導助言。

協議結果から市の方針を確定

代表委員進捗管理

- ・代表委員との協議、工法等具体化
- ・必要に応じ、現地での協議も行う。

基本方針に沿って施工

委員代表者との協議

市の方針として確定

各委員に書面にて報告

軽微な変更

市の方針として確定

施工

必要に応じて

文化庁への協議、報告

- ・詳細な工法検討が必要な案件は、文化庁と事前協議を行い、指導助言を受けた上で、市としての方針を確定し、事業に着手する。必要に応じ、文化庁に経過を報告する。
- ・影響が少ないものは、市としての方針を報告し、事業に着手
- ・現状変更届出が必要な場合は、実施の30日前までに届け出。

事業完了後

事業実施後、整理表を作成し、委員会での意見聴取

データベース

プロセスや工法の検討などを整理し、ケーススタディとして取りまとめる。

情報共有

事業担当課へ通知や研修会などにて情報の共有を図り、事務簡素化へ

「五島市久賀島の文化的景観」整備活用計画

発 行 平成 25 年 3 月

改 訂 平成 28 年 3 月

編集・発行 五島市

〒853-8501 長崎県五島市福江町 1 番 1 号

TEL：0959-72-6111 FAX：0959-74-1994

編集協力 株式会社エスティ環境設計研究所